

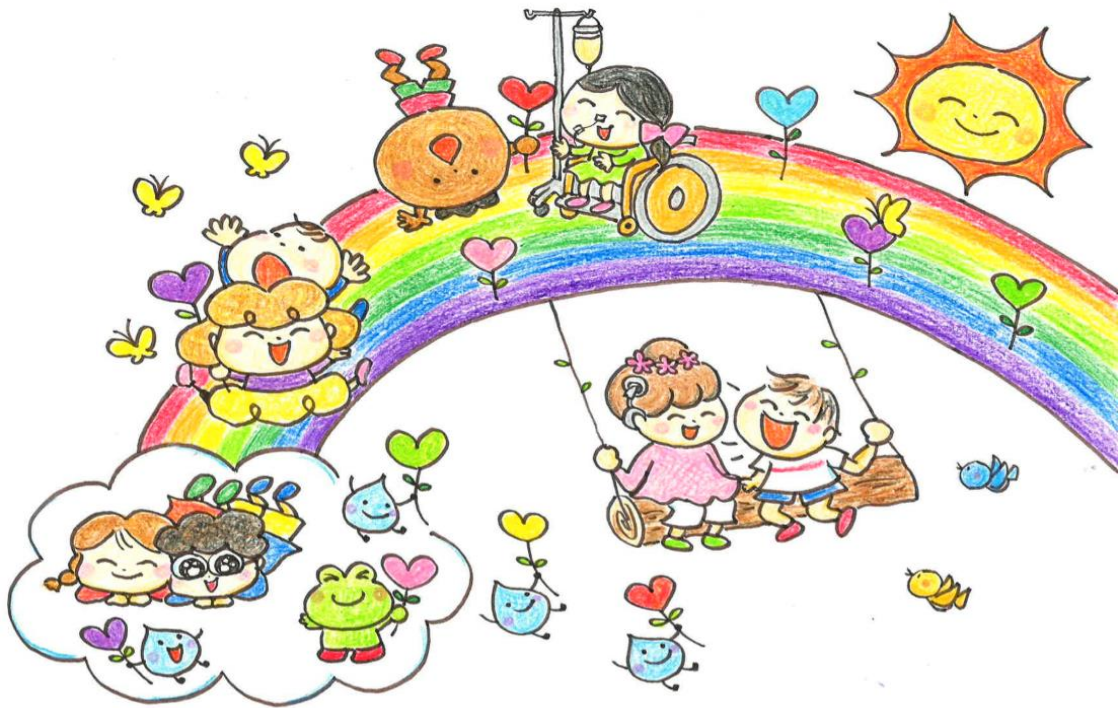
令和8年度

小学校、中学校における

# 特別支援教育のしおり

～特別支援教育の制度と申請について～

(対象【現学籍】) 幼 児 年 長



浦添市教育委員会 学校教育課

(お問い合わせ) 学校教育課 特別支援教育グループ

TEL: (098) 876-1234 (内線 6563・6565)

## 特別な支援が必要なお子さんの就学について

浦添市教育委員会

浦添市立小学校・中学校では、特別な支援が必要なお子さんを含め、すべての子どもたちが、自分らしく生き生きと学校生活が送られるよう、一人一人に応じた指導・支援を行う特別支援教育を行っています。

特別支援教育は、子どもたちが持てる力を最大限伸ばし、自信をもって学校や家庭生活を過ごすことができるようにするために、一人一人の実態を把握し、必要な支援が適切に受けられる「学びの場」を考えていくことを大切にしています。

適切に「学びの場」を見出すためにも、通っている小中学校、幼児教育保育施設の先生方と相談し、お子さんが安心して学べる場について、一緒に考えていくことが大切です。教育委員会でも教育相談を行っています。

今後の相談や申請（要請）手続きの際に、この「しおり」を参考にさせていただけると幸いです。

# 目次

特別な支援が必要なお子さんの就学について .....	1
----------------------------	---

## 第1章 特別支援教育の制度と内容について

1 学校教育における特別支援教育とは .....	4
2 通常の学級における指導・支援の工夫とは .....	5
3 通級による指導(通級指導教室)とは .....	6
4 特別支援学級とは .....	8
5 特別支援学校とは .....	12
6 特別支援学校、特別支援学級、通級による指導の対象者となる 障がいの種類および程度 .....	14
7 医療的ケア児への支援について .....	15
8 用語解説 .....	16
9 学校生活において、お子さんのことで相談したい時に .....	17
10 浦添市の特別支援教育システム .....	18

# 目次

## 第2章 特別支援教育に関する手続きについて

1 特別支援申請による学びの場の決定の流れ .....	19
2 特別支援申請を考えた時に(特別支援申請の前にしてほしいこと) .....	20
3 「保育所・こども園申請」(1コース)(申請手続き⇒結果通知後の手続き) ....	23
4 「保護者申請」(2コース)(申請手続き⇒結果通知後の手続き) .....	25
5 特別支援学校に係る県教育委員会への申請について .....	27
6 特別支援申請書を作成する時に迷ったら・Q&A .....	28
7 特別支援教育ヘルパーの支援とは.....	37
8 転出を考えている場合 .....	39

# I 特別支援教育の制度と内容について



# 1 学校教育における特別支援教育とは

## 特別支援教育は

障がいのある子供の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、子供一人一人の教育的ニーズ(障がいの状態等による困り感)を把握し、その持てる力を伸ばし、学習や生活で抱える困難さを軽減し、改善するための適切な指導や支援を行う教育です。

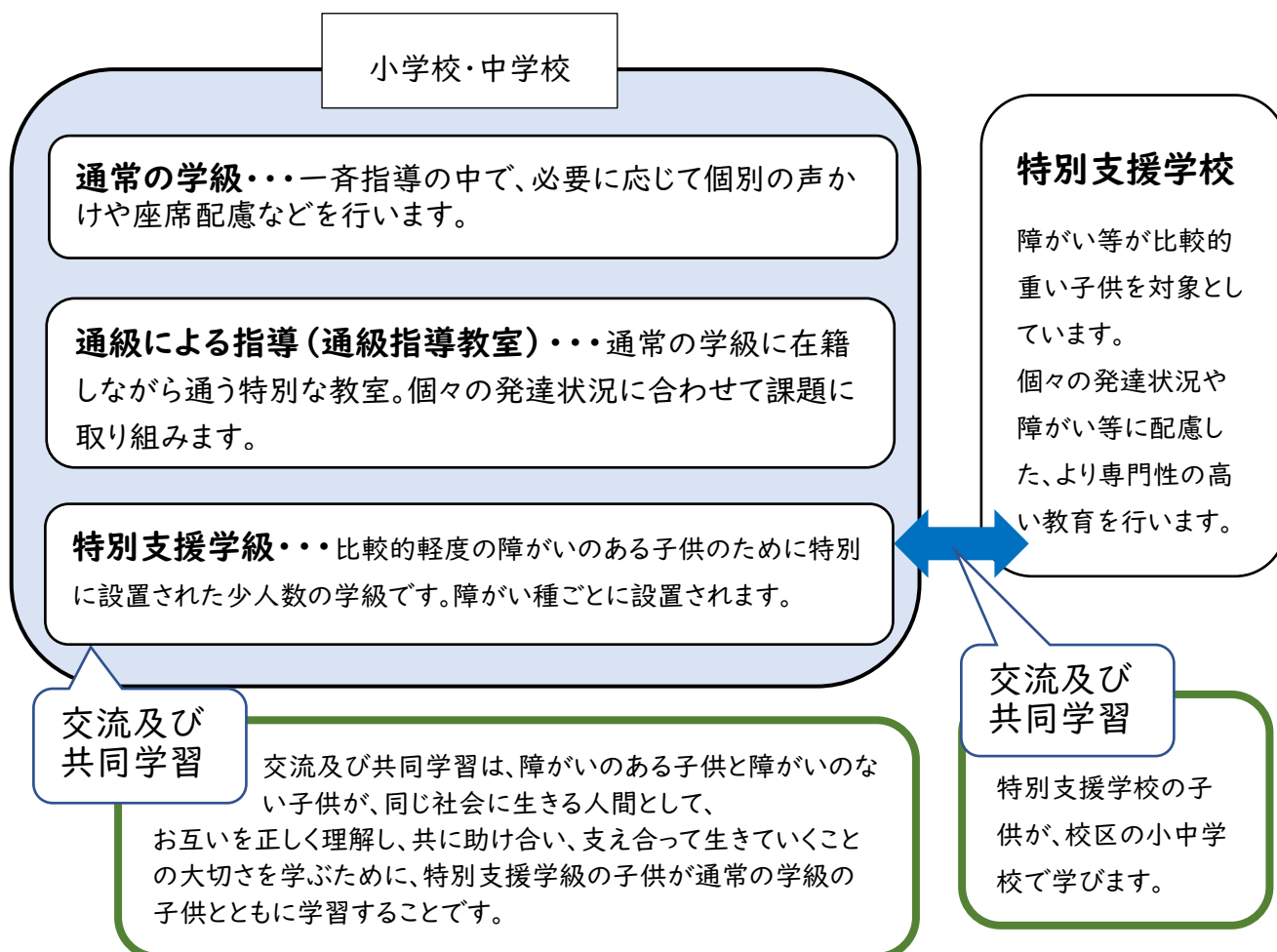
## 連続性のある多様な学びの場

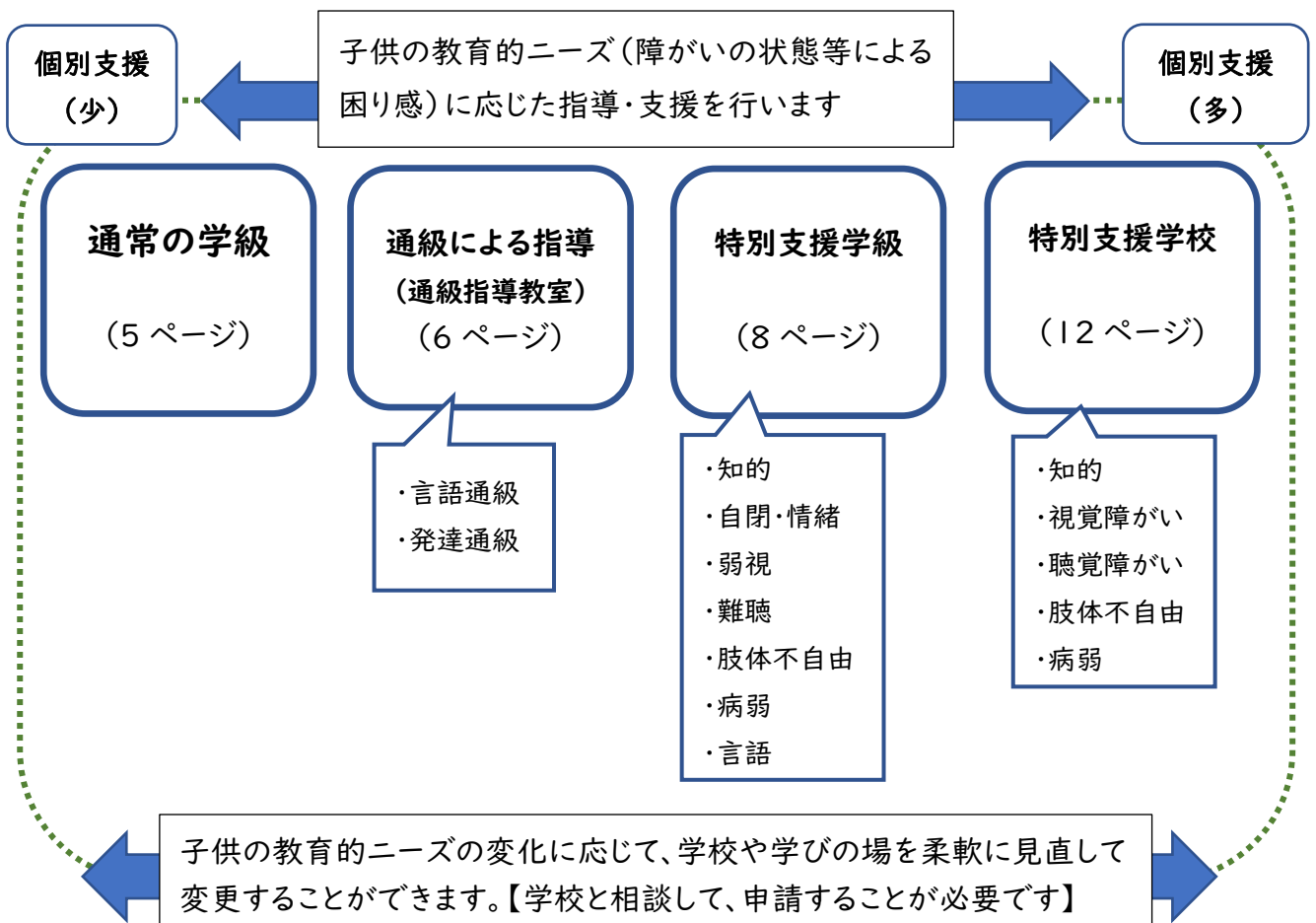
障がいのある子供たちのために、連続性のある学びの場として「通常の学級」「通級指導教室」「特別支援学級」「特別支援学校」という4つの学びの場があります。

学びの場では、子供一人一人が学習や生活で抱える困難を改善または克服するために、保護者と共に「個別の教育支援計画」を作成し、具体的な教育的支援を行うための「個別の指導計画」を作成することとしています。

## 学びの場の柔軟な見直し

子供の教育的ニーズの変化に応じて、学校や学びの場を柔軟に見直して変更することができます。





## 2 通常の学級における指導・支援の工夫とは

### 担任による配慮の例

- ①個別の声かけを多くする ②座席配慮 ③学習課題の工夫



### 学校全体で支援する体制

- ① 特別支援教育コーディネーター(16 ページ参照)による指導助言や教育相談
- ② 個別の教育支援計画等の作成
- ③ 特別支援教育巡回指導員による指導助言や教育相談
- ④ 特別支援教育ヘルパーによる支援(社会的自立を目指して)
- ⑤ 教育相談支援員やスクールソーシャルワーカー(SSW)による支援
- ⑥ スクールカウンセラーによる教育相談
- ⑦ 専門相談(浦添市教育委員会特別支援教育グループによる指導助言等)

### 3 通級による指導（通級指導教室）

#### 通級による指導（通級指導教室）は

通常の学級に在籍している教育的ニーズがある子供が対象となり、学び方や人との関わり方などについて、担当教員による「自立活動」を通して学習活動を行います。

#### 通級による指導の受け方

通常の学級で多くの授業を受けますが、教育的ニーズに応じて調整された時間割の中で、週1～2回程度（1回 45～50分）授業時間中に、特別な教室（通級指導教室）で学習します。

#### 浦添市の通級指導教室の内容

※【対象】は学校教育法施行規則第140条に準拠する（14ページ参照）

#### 言語通級指導教室「ことばの教室」

対象	通常の学級に在籍していて授業に概ね参加できるが、口蓋裂など器質的・機能的な構音障害があるもの（発音の不十分さ）、または吃音や話し言葉のリズムの障害があり、一部特別な指導を必要とする程度のもの
指導内容	子供一人一人の状態に合わせた個別指導をします。シャボン玉遊びで呼気の練習、ゴム風船を振動させた発声練習、舌を滑らかに動かす練習等を行います。
設置校	浦添小
通級のタイプ	浦添小（自校通級） 浦添小以外の小学校（巡回指導）

#### 発達通級指導教室

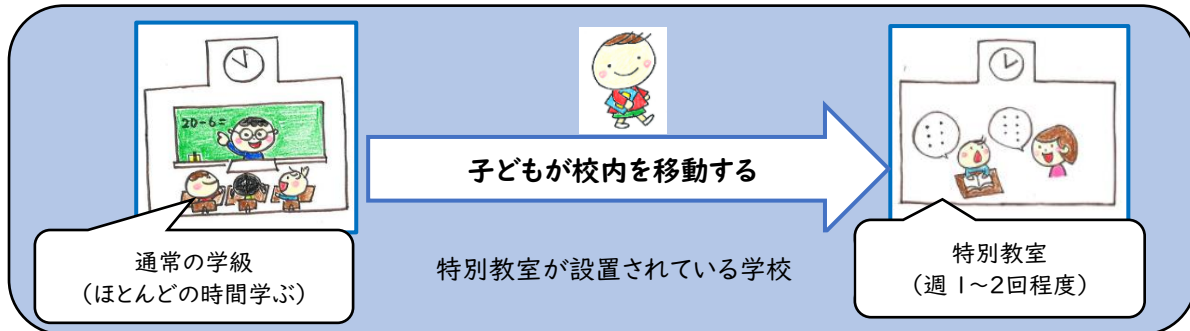
対象	通常の学級に在籍していて授業に概ね参加できるが、発達の特性に困り感を抱えており、一部特別な指導を必要とする程度のもの （気持ちのコントロールやコミュニケーションが苦手、または全般的な知的発達の遅れはないが話す・読む・書く・計算する等の特定の学習に困り感があるもの）					
指導内容	長所を伸ばしたり、発達特性による困難さを軽減したり、苦手さを克服しながら、社会的な自立を目指していく学習を行います。					
設置校	内間小	港川小	宮城小	浦城小	浦添中	仲西中
通級のタイプ	自校通級 他校通級	自校通級	自校通級	自校通級 巡回指導（内間小）	自校通級	自校通級

#### 【発達通級指導教室の通い方について】

内間小及び港川小、宮城小、浦城小校区以外の学校に在籍する場合には、他校通級方式を行う内間小学校へ通って学ぶことになります。他校にて通級指導を受ける際には、保護者による送迎をお願いします。

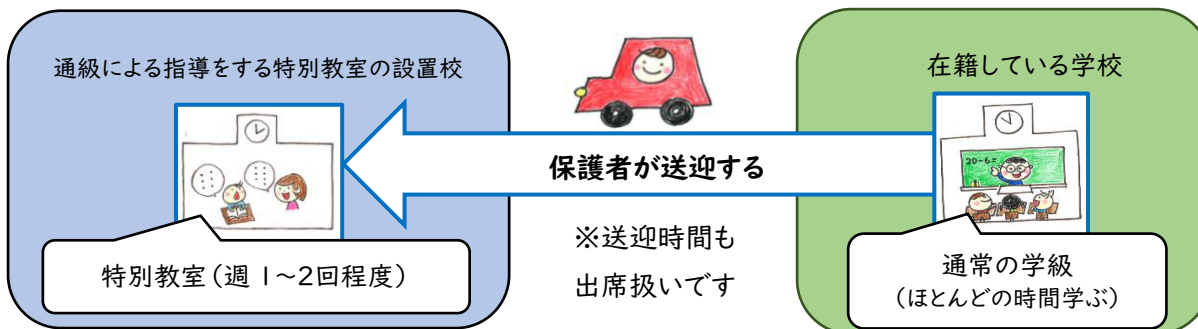
**自校通級**：在籍する学校の中にある特別教室へ行って、通級による指導を受けます

【対象児童生徒】（言語通級）浦添小 （発達通級）内間小・港川小・宮城小・浦添中・仲西中



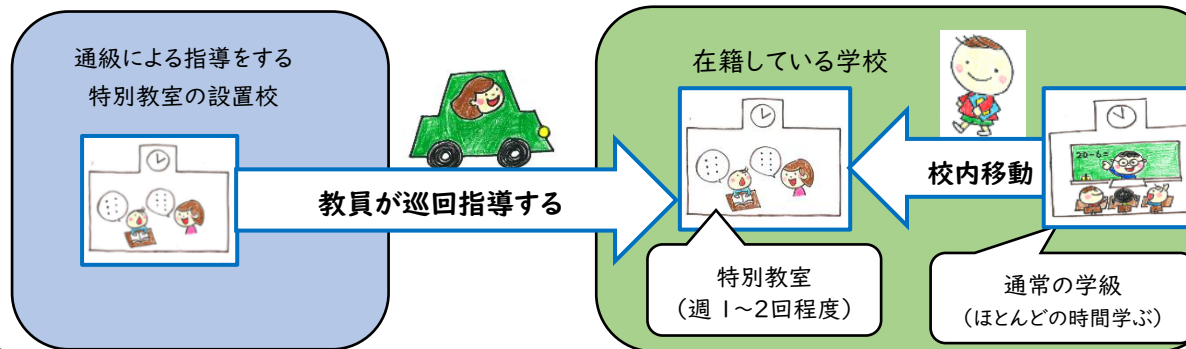
**他校通級**：特別教室が設置されている学校へ通って指導を受けます【保護者による送迎】

【対象児童】（発達通級）内間小・港川小・宮城小・浦城小以外の小学校

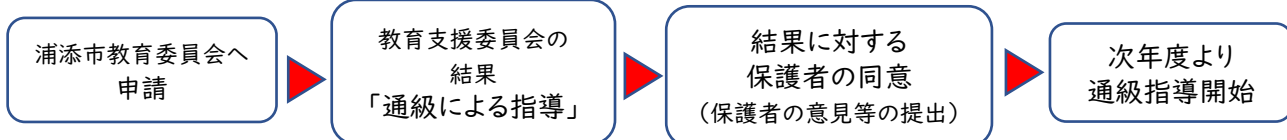


**巡回指導**：通級担当教員が他校を巡回して指導します。在籍する学校の中にある、通級指導をする特別教室へ行って指導を受けます

【対象児童】（言語通級）浦添小以外の小学校

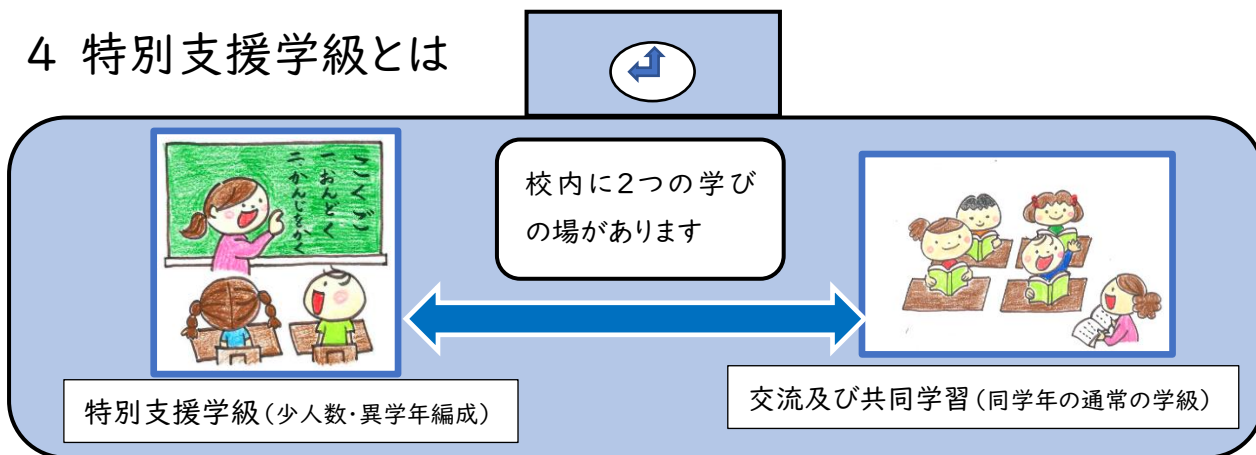


**通級による指導を受けるための手続き**



決められた期間内に前もって申請が必要です。通級指導が決定された後は、毎年申請する必要はありませんが、子供の状態が改善された時点で終了となります。指導開始から3年以内に終了することを目安としています。

## 4 特別支援学級とは



### 特別支援学級は

児童生徒最大8名に対して、担任が1人配置され、子供の教育的ニーズ(障がいの状態等による困り感)に応じた指導が行われる学びの場です。

同じ障がい種ごとに学級編成されます。「知的障がい」「自閉症・情緒障がい」「弱視」「難聴」「肢体不自由」「病弱」「言語障がい」の7種類です。また、学年の違う子供たちで学級編成されます。

### 特別支援学級の指導内容

子供一人一人の実態に応じて、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、個に応じた指導を行っています。(週の授業時数の半数以上を特別支援学級で学びます)

#### 教科の学習

基本的には、小・中学校の教科書を使って学習します。子供の発達状況を考慮して、下学年の学習内容や特別支援学校の指導内容を参考にする場合もあります。

#### 自立活動

子供一人一人の障がい等による学習上または生活上の困難を改善・克服につなげていく学習です。(すべての特別支援学級が取り組みます)

#### 各教科等を 合わせた指導

知的障がい特別支援学級の場合は、子供の発達状況や学びやすさを考慮して、複数の教科等を合わせて、「日常生活の指導」「生活単元学習」「遊びの指導(小学校のみ)」「作業学習(中学校のみ)」という指導の形態もあります。

#### 交流及び 共同の学習

特別支援学級に在籍していても、同学年の通常の学級(交流学級)にも座席が用意され、交流学級で共に学ぶ「交流及び共同学習」が行われます。

「交流学習」➡学校行事等を通して通常の学級の児童生徒と交流を図り社会性・情緒面の育成を図る学習。

「共同学習」➡交流学級で共に教科学習に取り組む活動で、当該学年の各教科等の授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごす学習。

引用元:「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)」文部科学省(令和4年4月27日)

## 特別支援学級の種類

※【対象】は学校教育法第81条②に準拠する(14ページ参照)



### ① 知的障がい特別支援学級

指導内容	<p>学習の習熟度に合わせて下学年の学習内容を取り入れたり、生活に役立つ内容を指導します。</p> <p>小学校では、体力づくりや基本的な生活習慣の確立ができるような指導、日常生活に必要なことばや数の指導があり、遊びの形態を取り入れた学習も行われます。</p> <p>中学校では、学習の習熟度に合わせて下学年の学習を取り入れたり、社会生活や職業生活につながる知識や技能等を身につけられるような指導が行われます。</p>
対象	知的発達遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり、日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも
現在の設置校	市内すべての小中学校

### ② 自閉症・情緒障がい特別支援学級



指導内容	基本的には、通常の学級と同じ教科書を使って指導します。子供の情緒面や心の安定に配慮しながら学習を進めます。学習の習熟度を配慮するとともに感情のコントロールやコミュニケーション、社会性を身につけられるような指導をします。
対象	<p>1 自閉症またはそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係作りが困難である程度のも</p> <p>2 主として心理的な要因による選択制かん黙等があり、社会生活への適応が困難である程度のも</p>
現在の設置校	市内すべての小中学校

### ③ 難聴特別支援学級



指導内容	聞こえの状態に合わせて聞く力を伸ばしつつ、聴力以外の力も活用しながら、ことばの理解を深め学習が定着していけるよう指導を行います。聞こえの状態に合わせて補聴援助システム(ロジャーシステム)なども活用します。
対象	補聴器や人工内耳等を使用しながらであっても、通常時の話し声を聞き取ることが難しい場合があるもの
現在の設置校	仲西小・沢岬小



#### ④ 弱視特別支援学級

指導内容	もっている視力を十分に活用しながら、見る視点がはっきりわかるように教材を工夫し、目と手を使った作業を取り入れて指導を行います。また、見え方の状態に合わせて、タブレット端末といった視覚機器なども活用します。
対象	拡大鏡（ルーペなど）を使用しながらであっても、通常の大きさの文字や図形などを目で見て認識することが難しい程度のも
現在の設置校	当山小・前田小



#### ⑤ 肢体不自由特別支援学級

指導内容	一人一人の状態に合わせて姿勢を保つ・歩く・手指を使う等、日常生活を送る上で基本的な技能を高めていく指導・援助を行います。子供が可能な限り自らの力で学校生活ができるように、トイレに近い教室にするなどの配慮も検討されます。
対象	補装具によっても歩行や筆記等、日常生活を送っていく上での基本的な動作等に軽度の困難さがある程度のも
現在の設置校	浦城小・牧港小・当山小・前田小・浦添中



#### ⑥ 病弱特別支援学級

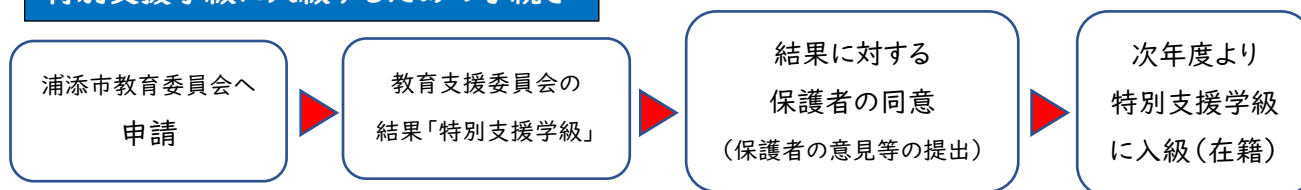
指導内容	子供たちの疾患等の状態に合わせて、運動や安静・食事など日常の様々な活動を通して「生活の自己管理」ができるように指導や援助を行います。
対象	慢性の呼吸器疾患その他疾患や身体虚弱の状態により、持続的または間欠的に医療との連携や生活の管理を必要とする程度のも
現在の設置校	浦添小・神森小・浦城小・当山小・内間小・港川小・前田小 浦添中・仲西中・港川中・浦西中



#### ⑦ 言語障がい特別支援学級

指導内容	唇・あご・舌の運動機能を高めたり、呼吸の仕方、話す時のスピードやリズムなどの指導を行うとともに、コミュニケーションに対する自信や意欲を高める指導を行います。
対象	口蓋裂、構音器官の麻痺などの話し言葉における障がいや、吃音等といったリズム障がいがある、または、言語機能の発達の緩やかさがある程度のも
現在の設置校	なし

## 特別支援学級に入級するための手続き



### 決められた期間内に、特別支援学級等入級の申請が必要です。

医療機関での診断の有無に関わらず、集団生活における困り具合に応じて申請できます。子供の教育的ニーズ（障がい、疾患、発達特性等）、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を基に、教育支援委員会は学びの場を総合的に判断します。

しかしながら、教育支援委員会で話し合い、指導体制を整えるために子供の困り具合に応じてどのような配慮が必要なのかを適切に知ることを目的として、医療機関の受診や、お手元にある診断書・障害者手帳等の写しの提出をお願いする場合があります。

また教育支援委員会の結果は、学校生活における教育的ニーズに応じた学びの場を決めるものであり、医療機関のように診断を下すものではありません。

### (Q&A) ① 特別支援学級では、苦手な教科だけ学ばせたい。それは可能なの？

(答え) 特別支援学級では、子供が社会的に自立していくことを目指して総合的に指導・支援をします。特別な教育的な活動として、自立をめざした自立活動の指導を行うことが認められています。よって、苦手な教科を学ぶために補習授業を行う場ではありません。子供一人一人の実態に合わせて「個別の教育支援計画」を保護者と共に作成し、それに基づいた「個別の指導計画」を立て、指導・支援に活かします。

また、子供の特性などに配慮した学習指導を行うと共に、社会性を育むことを目的として、計画的に「交流及び共同学習」も行われます。

### (Q&A) ② 校区に希望する特別支援学級がない場合にはどうなるの？

(答え) 就学決定された場合、校区に対象となる障がい種の特別支援学級がない場合は、次年度より新設が検討されます。年度途中の新設はできません。

※新設にあたって、診断書が必要な場合もあります。

### (Q&A) ③ 特別支援学級で学び続けるためには、毎年申請が必要なの？

(答え) 「特別支援学級」と就学が決定された場合には、毎年申請する必要はありません。ただし、小学校から中学校へ進学する際に特別支援学級での指導を継続する場合には、6年生の時に手続きが必要です。在籍する小学校にご相談ください。

## 5 特別支援学校とは

### ① 特別支援学校とは

県立の学校で、子供の障がいの状態等に応じた教育課程と教育環境があり、より専門性の高い個に応じた指導・支援が行われています。  
特別支援学校によっては、通学バスでの送迎や寄宿舎利用等の支援もあります。

障がいの種類	対象 ※学校教育法第22条3に準拠する(14ページ参照)
知的障がい	1. 知的発達遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2. 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由	1. 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2. 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱	1. 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2. 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの
視覚障がい	両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障がい	両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの

(浦添市 通学区域の特別支援学校)

学校名	障がい種	所在地	電話番号
大平特別支援学校	知的障がい	浦添市字大平	877-4941
鏡が丘特別支援学校	肢体不自由	浦添市当山	877-4940
森川特別支援学校	病弱	西原町字森川	945-3008
沖縄盲学校	視覚障がい	南風原町字兼城	889-5375
沖縄ろう学校	聴覚障がい	北中城村字屋宜原	932-5475

## ② 特別支援学校に通うための手続き

浦添市教育委員会へ  
特別支援申請

浦添市  
審議

県教育委員会へ  
特別支援申請

県審議

次年度より  
入学  
転入

子供の発達の程度、障がいや適応状況等を考慮の上で、就学先が決定されるため、保護者の希望と市や県の総合的な判断が異なる場合もあります。

各特別支援学校で「学校説明会」「学校体験」が実施されます。申請にあたっては、学校説明会や学校体験に参加し、事前に情報を得ておくことをお勧めします。

## (Q&A) 現在小中学校に在籍しているけれど、特別支援学校に転入することはできるの？

(答え)

- ① 年度途中の転入は原則出来ません。転入にあたっては、前もって浦添市教育委員会に特別支援教育の申請が必要です。在籍する小中学校へご相談ください。沖縄県就学支援委員会より転入可能という結果が出ましたら、次年度より転入になります。
- ② 公立小中学校に在籍していて疾病等で長期入院になった場合には、学びの保障の観点から年度途中であっても特別支援学校(病弱特別支援学校)に転籍し、院内学級における学習指導が検討されます。
- ③ 子供の発達の程度、障がいの状態の変化、適応の状況等を考えながら、「学びの場」の見直しとして、小中学校から特別支援学校への転入が検討されます。

## (Q&A) 特別支援学校から校区の小中学校へ転入することはできるの？

(答え) 転入にあたっては、前もって在籍する特別支援学校へご相談ください。子供の発達の程度、障がいの状態の変化、適応の状況等を考えながら、「学びの場」の見直しとして、特別支援学校からお住いの校区の小中学校への転入が検討されます。お住いの校区の小中学校における交流学習及び共同学習の経験を重ねて、沖縄県就学支援委員会より転入可能という結果が出ましたら、次年度より転入になります。

## 県立沖縄ろう学校への通級制度

難聴通級指導教室として、県立沖縄ろう学校(北中城村)への通級の制度もあります。在籍校からろう学校への送迎は、保護者をお願いしております。通級に関しては、県立沖縄ろう学校へ直接ご相談ください。(沖縄ろう学校TEL:098-932-5475)

## 6 特別支援学校、特別支援学級、通級による指導の対象者となる障がいの種類及び程度

	特別支援学校 (学校教育法施行令第22条の3)	特別支援学級 (学校教育法第81条②)	通級による指導 (学校教育法施行規則第140条)
視覚障害	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	(弱視者) 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	(難聴者) 補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもの	補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
知的障害	1. 知的発達の変滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2. 知的発達の変滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	知的発達の変滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも	
肢体不自由	1. 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2. 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも	肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
病弱	1. 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2. 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの	1. 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 2. 身体虚弱の状態が継続的に生活の管理を必要とする程度のもの	
言語障害		口蓋裂、構音気管のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、その程度が著しいもの	口蓋裂、構音気管のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
自閉症		1. 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
情緒障害		2. 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
学習障害			全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
A D H D			年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

国が定めた法令等に基づき、子供一人一人の教育的なニーズに照らし合わせて就学にかかる総合的な判断がされます。

## 7 医療的ケア児への支援について

### 医療的ケア児への支援の必要性

令和3年に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、それに基づいて、学校生活において医療的ケアの状態や個々の教育的ニーズ（障がい等からくる困り感）に応じた支援・指導を行うことが必要とされています。

医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族が安心して子育てできるように支援の充実を目指しています。

### 学校における医療的ケアとは

学校に配置された看護師が、担当児童生徒の主治医の指示の下、学校で行う医療行為は、下記のことがあげられます。

- 口腔内の喀痰吸引および鼻腔内の喀痰吸引
- 気管カニューレ内の喀痰吸引
- 胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養
- 経鼻経管栄養 等

### 浦添市の医療的ケア児のための支援体制

浦添市教育委員会では、公立小中学校に在籍する医療的ケア児の状況を把握し、看護師の配置等の検討や関係機関と連携した様々な支援を行っています。

- ガイドライン、マニュアルの作成
- 看護師の配置と業務の拡充
- 医療的ケア運営委員会の設置と運営

### 医療的ケアにおける支援をご希望する際に取り組んでいただきたいこと

- ① 保護者は、学校生活において必要とされる医療的ケアについて主治医と話し合う。
- ② 保護者は、医療機関で話し合ったことを踏まえながら、医療的ケアについてどんな支援が必要となるのかについて、市教育委員会と話し合う。

教育委員会は、保護者との話し合いを重ねながら、学校における環境整備や看護師配置等の支援について検討します。医療的ケアの支援の検討にあたって、さまざまな調整・準備を必要とするため、早めに市教育委員会へご相談ください。また、医療的ケアのニーズを確認するために診断書等の提出もお願いします。

## 8 用語解説

### 特別支援教育コーディネーターとは

学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整役、保護者に対する相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営や推進役といった役割を担う教員です。

学校における特別支援教育の相談も対応しています。

### 特別支援教育巡回指導員とは

特別支援教育に専門的に関わった経験がある者で、授業などを通して、特別な支援を必要とする児童生徒の行動観察をし、支援や指導の工夫のしかたをアドバイスする役割を担っています。

市教育委員会から市内の公立小中学校へ派遣されており、学校と特別支援教育巡回指導員で連携を図りながら、定期的に巡回相談を行っています。

子供への関わり方などについて、保護者相談も行っています。

### 浦添市教育支援委員会とは

保護者からの申請をもとに、子供が持っている力を発揮し、安心して学ぶことができる学びの場を検討する機関です。

医師、心理士、学校長、特別支援学校教諭、特別支援教育担当教諭、特別支援教育に関し研究及び学識を有する者など、子供の発達に関する専門的な知識を有する者で構成されており、特別の支援を要する幼児、児童及び生徒の就学等について、教育委員会の諮問に応じ調査審議し、答申しています。

審議の際には、本人の障害の状態等や教育的ニーズ、本人や保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況などを踏まえた総合的な観点から、教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる就学先について検討し、判断しています。

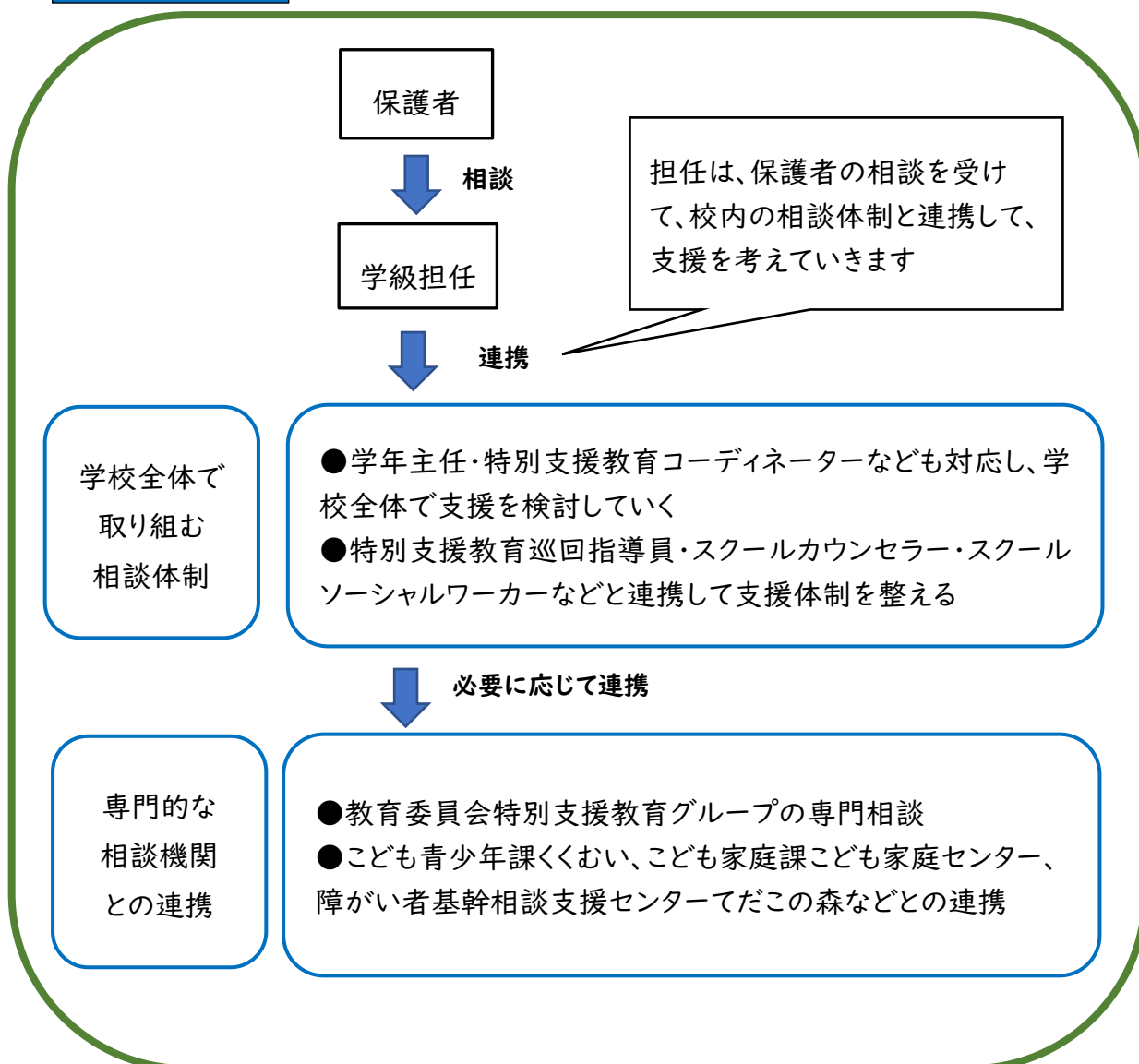
## 9 学校生活において、お子さんのことで相談したい時に・・・

### 入学後は、相談の第一の窓口は「学校」

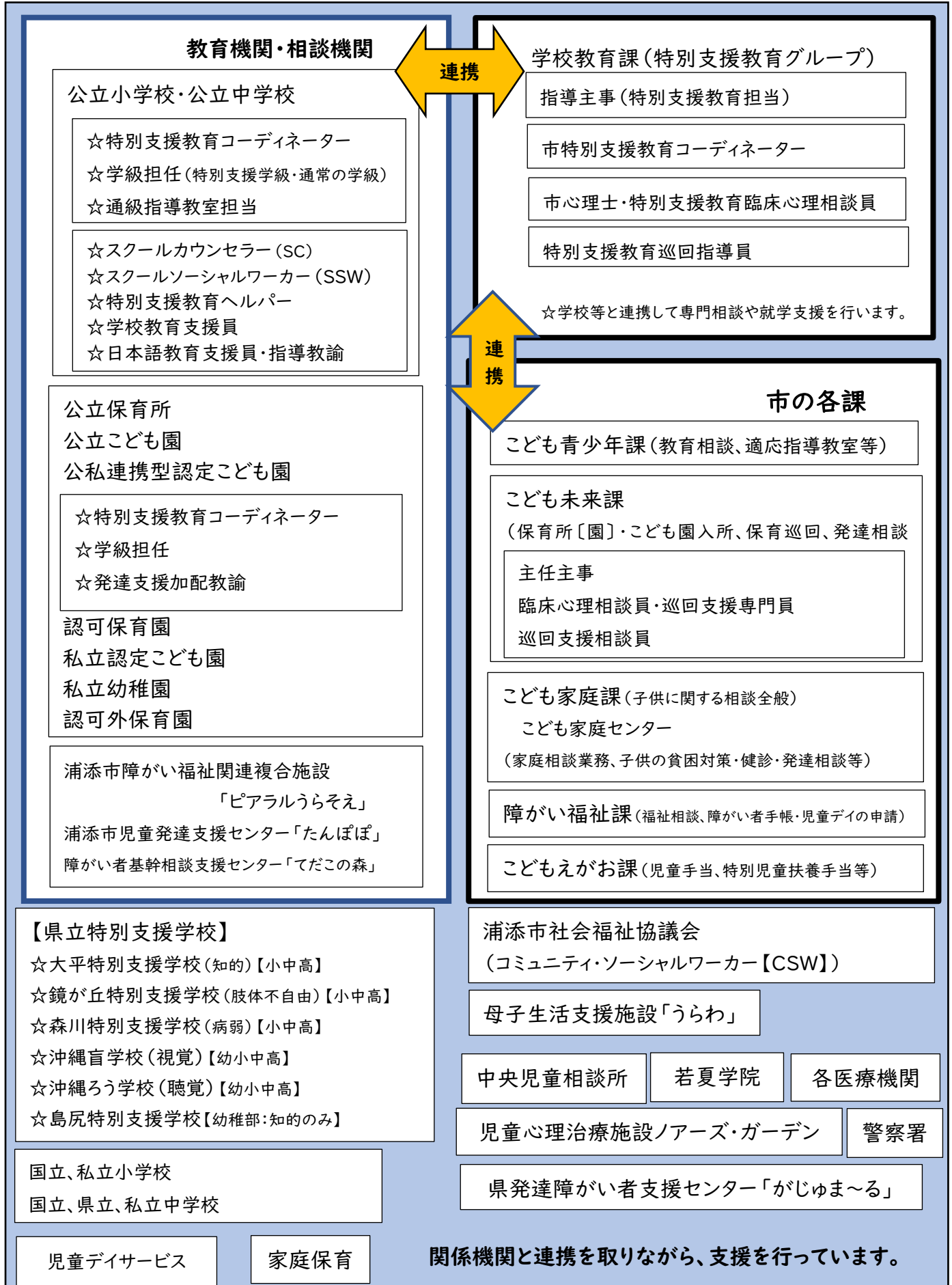


小学校に入学後、「勉強についていくのが難しいようで心配だ」「文字をうまく覚えられない」「友達とうまく関わっていないみたい」「登校をしづらくなってきた」など、お子さんの気になる行動やその対応に仕方について相談したい時には、まずは学校（学級担任）へ相談してみるとよいでしょう。

### 相談の流れ



# 10 浦添市の特別支援教育システム

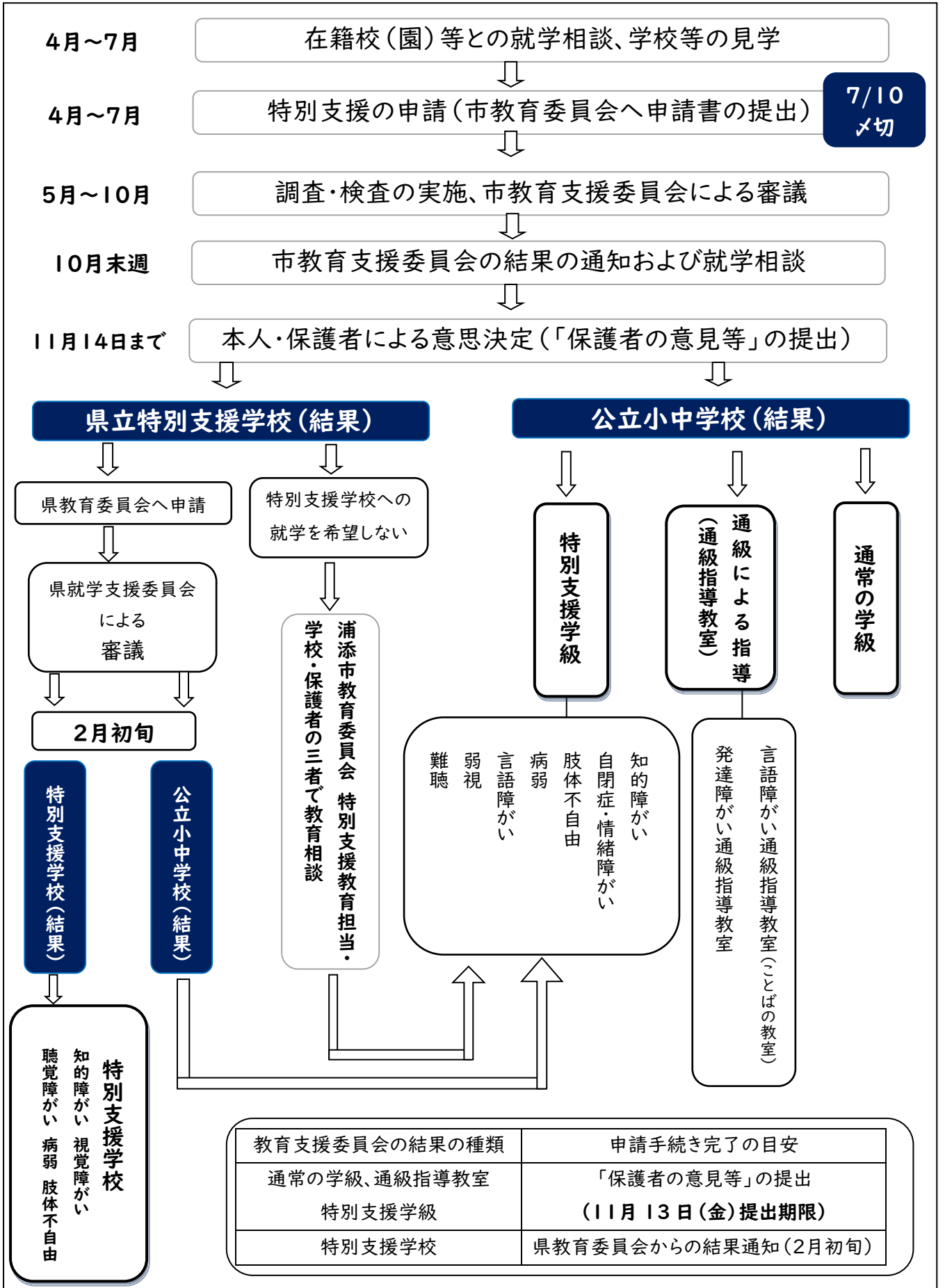


## Ⅱ 特別支援教育に関する手続きについて



※申請期間については所属する幼児保育施設等によって異なりますので、「申請手続きの流れ」を確認ください

# I 特別支援申請による学びの場の決定の流れ



## 2 特別支援申請を考えた時に (特別支援申請の前にはしてほしいこと)

### 1 こどもを知る

特別支援の申請は、診断の有無に関わらず、学校生活における子供の困り具合（支援の必要性）に応じて申請できます。そのため、**集団での学びにおいて、どんなことに困るのか、どんなサポートを必要とするのかを整理して、学びの場を考えることが大切です。**

つまり、子どもにとって安心できる「学びの場」を検討するためには、障がいの状態等や集団における適応状況（一斉指示の理解力、集団との関わり方、自分の行動をコントロールする力）を見ながら、集団における学びにおいて、どの程度個別のサポートを必要とするのかを十分に考えるとよいでしょう。

学びの場 を考える ための 視点	・子供の行動の特性や集団活動における困り具合等をよく観察し把握しましょう。
	・担任や専門家の話に耳を傾け、日頃から関わりを密にして意見を聞きましょう。
	・ <b><u>子供の思いや考えを聞きましょう。</u></b> 子供が毎日の学校生活をより充実して楽しく過ごすことができ、教育的ニーズに応じて学ぶことができる場はどこか、 <b><u>子供の立場で考えましょう。</u></b>
	・子供が将来に向けて自立し、社会参加ができるように、長期的視点を持って、家族（祖父母も含め）でよく話し合い、 <b><u>意見を一つにしましょう。</u></b>

### 2 調べる

学びの場 の情報を 得るため の 視点	・子供が通う（または入学予定の）学校の特別支援学級、通級指導教室の授業見学をしましょう。 (学校見学をする際には、前もって学校に連絡して日程調整が必要になります。)
	・特別支援学校を希望する場合には、市主催の就学説明会に参加しましょう。
	・特別支援学校が開催する学校見学や就学相談に参加しましょう。 (学校見学をする際には、前もって特別支援学校に連絡して日程調整することが必要となります。詳細は市主催の就学説明会で各特別支援学校よりお知らせがあります)

※学校見学については、22 ページをご確認ください

## 浦添市 特別支援教育に係る就学説明会

日時	5月8日(金) 14:00~16:30 【第1部 14:00~15:15】 【第2部 15:30~16:30】
会場	アイム・ユニバース てだこホール 市民交流室
対象	通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校等の申請をご検討中の保護者
内容	13:45~14:00 【第1部】受付(通級指導教室・特別支援学級の説明を聞きたい方対象) 14:00~15:15 【第1部】特別支援教育の制度や申請手続きの説明 (通級指導教室・特別支援学級等の説明) 15:15~15:30 【第2部】受付(特別支援学校の説明を聞きたい方対象) 15:30~16:30 【第2部】特別支援教育の制度や特別支援学校の申請手続きの説明 (特別支援学校職員による学校紹介、各学校による相談会) <b>※第1部、第2部の両方参加も可能です</b>
	浦添市教育委員会 学校教育課 特別支援教育グループ TEL: (098) 876-1234【内線:6563・6565】



事前予約制【予約受付期間】令和8年4月6日(月)~5月7日(木)

※ネット予約もできます(右のQRコードを読み取って手続きしてください)

### 3 通っている園等と話し合う(就学相談)



「通常の学級」「通級指導教室」「特別支援学級」「特別支援学校」の中で、子供が安心して学べる場はどこなのか?について、通っているこども園や保育園(所)、通所している児童デイ等と十分に話し合うことが大切です。

また、公立こども園、公私連携こども園、公立保育所においては、園内支援委員会で特別支援の必要性について話し合いを持ち、特別支援申請について保護者と合意形成をしていきます。

### 浦添市教育委員会における就学相談

7階学校教育課において、個別の就学相談もできます(希望者のみ。事前に電話予約必要)

就学相談期間	5月11日(月)~5月15日(金) 午後(一人当たり約30分程度)
対象【現在籍】	○家庭保育(児童デイ通所のみ・児童発達支援センター「たんぼぼ」のみ在籍等) ○認可保育園 ○私立認定こども園 ○認可外保育園 ○私立幼稚園

## 4 特別支援申請を決めたら⇒申請のタイプを確認する

申請手続きは、子供が所属する園・保育施設等によって申請方法が異なります。  
下記の表でどのタイプになるのかを確認して、申請手続きをしてください。

(現在の所属) ○公立保育所 ○公立こども園 ○公私連携こども園

【公立保育所】

大平保育所、宮城ヶ原保育所、内間保育所

【公立こども園】

浦添こども園、牧港こども園、当山こども園、内間こども園

【公私連携こども園】

仲西こども園、神森こども園、浦城こども園、港川こども園、  
宮城こども園、沢岬こども園、前田こども園

【私立認定こども園】

あおいこども園、ハイジこども園

1コース

「保育所・  
こども園申請」  
23ページへ

(現在籍)

○家庭保育(児童デイ通所のみ・児童発達支援センター「たんぼぼ」のみ在籍等)

○認可保育園 ○認可外保育園 ○私立幼稚園

○私立認定こども園(公立こども園、公私連携こども園、あおい、ハイジ以外)

2コース

「保護者申請」  
25ページへ

## 学校見学について

お住いの校区の小学校へ学校見学をする場合、子供が所属する園、保育施設等によって、  
取り組み方が異なります。

1コース  【保育所・こども園申請】の場合	所属する園の特別支援教育コーディネーターへ、学校見学の希望を伝えてください。園が小学校と連携して、学校見学会を計画・実施します。
2コース  【保護者申請】の場合	保護者が直接小学校へ連絡します。小学校の特別支援教育コーディネーターが保護者と学校見学の日程調整をします。

### 3 「保育所・こども園申請」(1コース) (申請手続き⇒結果通知後の手続き)

#### 1 保育所・こども園とともに申請書をつくり、手続きに必要なものをそろえる



☑	申請に必要なもの	保育所・こども園と保護者が十分に話し合いをした上で、共に「特別支援申請書」を作成し、「S-M 社会生活能力検査」を実施してください。
	・特別支援申請書	
	・S-M 社会生活能力検査(言語通級教室申請は不要)	

☑	保護者のお手元があれば提出していただきたいもの	既に医療機関等に繋がり、左記のものをお持ちの場合には、写しを提出してください。入手予定で、申請期間内に書類が整わない場合には、一旦申請書を提出し、後日提出してください。
	・診断書(特別支援申請に係るもの)	
	・障害者手帳 (療育手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳)	
	・知能検査または発達検査の結果報告書	
	・お薬手帳(現在の服薬情報のページ)	

※過去に知能(発達)検査を受けたことがある場合には、申請書に必ず検査の情報を記入してください。

#### 2 こども園(保育所)が申請期間に市教育委員会へ申請書を提出する

第1次申請期間:5月20日(水)~5月29日(金)

第2次申請期間:7月6日(月)~7月10日(金)

保育所・こども園と保護者が合意形成を十分に行い、申請期限は厳守で申請をお願いします。

#### 3 調査・検査⇒審議(浦添市教育支援委員会)

(1) 調査【園生活の様子を観察し、各園にて保護者面談・担任面談を行います】

※調査における「面談」は、調査員からの電話相談という形式で行う場合もあります。

(2) 検査【子供の年齢等を考慮した知能・発達検査を各校にて行います】

※過去に検査を受けている場合には、その検査結果を審議に活用することがあります。

※知能(発達)検査を受けたことがない場合、あるいは過去の検査の状況によって、教育委員会が知能(発達)検査を実施します。

(3) 審議(浦添市教育支援委員会) ※保護者の希望と異なる結果の場合もあります。

(4) 教育支援委員会の結果【申請した保育所・こども園へ市教育委員会より結果を通知します】

#### 4 就学相談【保育所・こども園から結果の通知を受け取る】

10月末週



保育所・こども園が保護者に教育支援委員会の結果を説明します。子供にとって安心して学ぶことができる場合はどこか、どんな支援が望ましいのかを一緒に考えます。

#### 5 結果に対する意見表明をする（「保護者の意見等」を書く）

11月上旬

保護者は、教育支援委員会の結果に対する最終意見を「保護者の意見等」に記入し、保育所・こども園へ提出します。該当者は、「診断書」等も提出します。（下記参照）

市教育委員会へ 提出する 文書名	教育支援委員会の結果				
	通常の学級 通級指導教室 特別支援学級 (知的・情緒)	特別支援学級 (難聴・弱視・ 肢体不自由・ 病弱・言語)	特別支援学校 ⇒希望する 【県教育委員会 へ申請する】	特別支援学校 ⇒希望しない 【地域の学校の 特別支援学級に通う】	
市様式 「保護者の意見等」	提出必要	提出必要	提出必要	提出必要	
県様式 「保護者の意見等」			提出必要		
「専門医の診断書」		提出必要	提出必要 (令和8年1月以降) ※11月13日までに 用意し提出すること	特別支援学級の種別	
				知的	肢体不自由 視覚障がい 聴覚障がい 病弱
				提出必要	
「医療的ケアを要する 児童生徒」 ※専門医が作成			該当者のみ ※11月13日までに 用意し提出すること		

教育支援委員会の結果が「特別支援学校」であり、保護者が特別支援学校への就学を希望する場合には、「専門医の診断書の写し（令和8年作成）」を県教育委員会へ提出する必要があります。

**市教育委員会への提出期限に間に合うように、受診の予約をご検討ください。**申請時に令和8年に作成した診断書（写し）を提出している場合には、再提出する必要はありません。

#### 6 保育所・こども園が教育委員会へ「保護者の意見等」などの文書をまとめて教育委員会へ提出する

提出期限

11月13日（金）

※「保護者の意見等」の提出を以って、通級指導教室・特別支援学級が決定します。

## 4 「保護者申請」(2コース)(申請手続き⇒結果通知後の手続き)

### 1 保護者が申請書を書き、手続きに必要なものをそろえる



<input checked="" type="checkbox"/>	申請に必要なもの	備考
	・特別支援申請書	所属する園(療育施設)などが記入する用紙もありますので、所属する園(療育施設)と就学に向けて事前に話し合い、保護者から園等へ作成依頼してください。

<input checked="" type="checkbox"/>	保護者のお手元があれば提出していただきたいもの	
	・診断書(特別支援申請に係るもの)	既に医療機関等に繋がり、左記のものをお持ちの場合には、写しを提出してください。入手予定で、申請期間内に書類が整わない場合には、一旦申請書を提出し、後日教育委員会へ提出してください。
	・障害者手帳 (療育手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳)	
	・知能検査または発達検査の結果報告書	
	・お薬手帳(現在の服薬情報のページ)	

※過去に知能(発達)検査を受けたことがある場合には、特別支援申請書に必ず検査の情報をご記入ください。

### 2 保護者が市教育委員会へ特別支援申請書等を提出する

**申請期間: 6月1日(月)～7月10日(金)** 【提出期限の厳守をお願いします】

※特別支援申請書等を市役所7階学校教育課「特別支援教育申請窓口」へ提出してください。

### 3 調査・検査⇒審議(浦添市教育支援委員会)

#### (1) 調査【園生活の様子を観察し、各園にて保護者面談・担任面談を行います】

※調査における「面談」は、調査員からの電話相談という形式で行う場合もあります。  
 ※保護者や園に聞き取る形式で、調査員が「S-M 社会生活能力検査」も実施します。

#### (2) 検査【子供の年齢等を考慮した知能・発達検査を各校にて行います】

※過去に検査を受けている場合には、その検査結果を審議に活用することがあります。  
※知能(発達)検査を受けたことがない場合、あるいは過去の検査の状況によって、教育委員会が知能(発達)検査を実施します。

#### (3) 審議(浦添市教育支援委員会) ※保護者の希望と異なる結果の場合もあります。

#### 4 就学相談(教育委員会)【希望者のみ】

11月初旬



結果の説明をしてほしい、結果を受けて学びの場について悩んでいるなどのご相談について学校教育課の特別支援教育担当が対応します。**(希望者のみ。事前に電話予約必要)**

就学相談期間	11月4日(水)~11月6日(金)午後(一人当たり約30分程度)
対象【現在籍】	○家庭保育(児童デイ通所・児童発達支援センター「たんぽぽ」のみ在籍等) ○認可保育園 ○私立認定こども園 ○認可外保育園 ○私立幼稚園

#### 5 結果に対する意見表明をする(「保護者の意見等」を書いて提出する)

保護者は、教育支援委員会の結果に対する最終意見を「保護者の意見等」に記入し、教育委員会(7階学校教育課)へ提出します。該当者は、「診断書」等も提出します。(下記参照)

※「保護者の意見等」の提出を以って、**通級指導教室・特別支援学級が決定します。**

「保護者の意見等」を教育委員会へ提出する期限:11月13日(金)

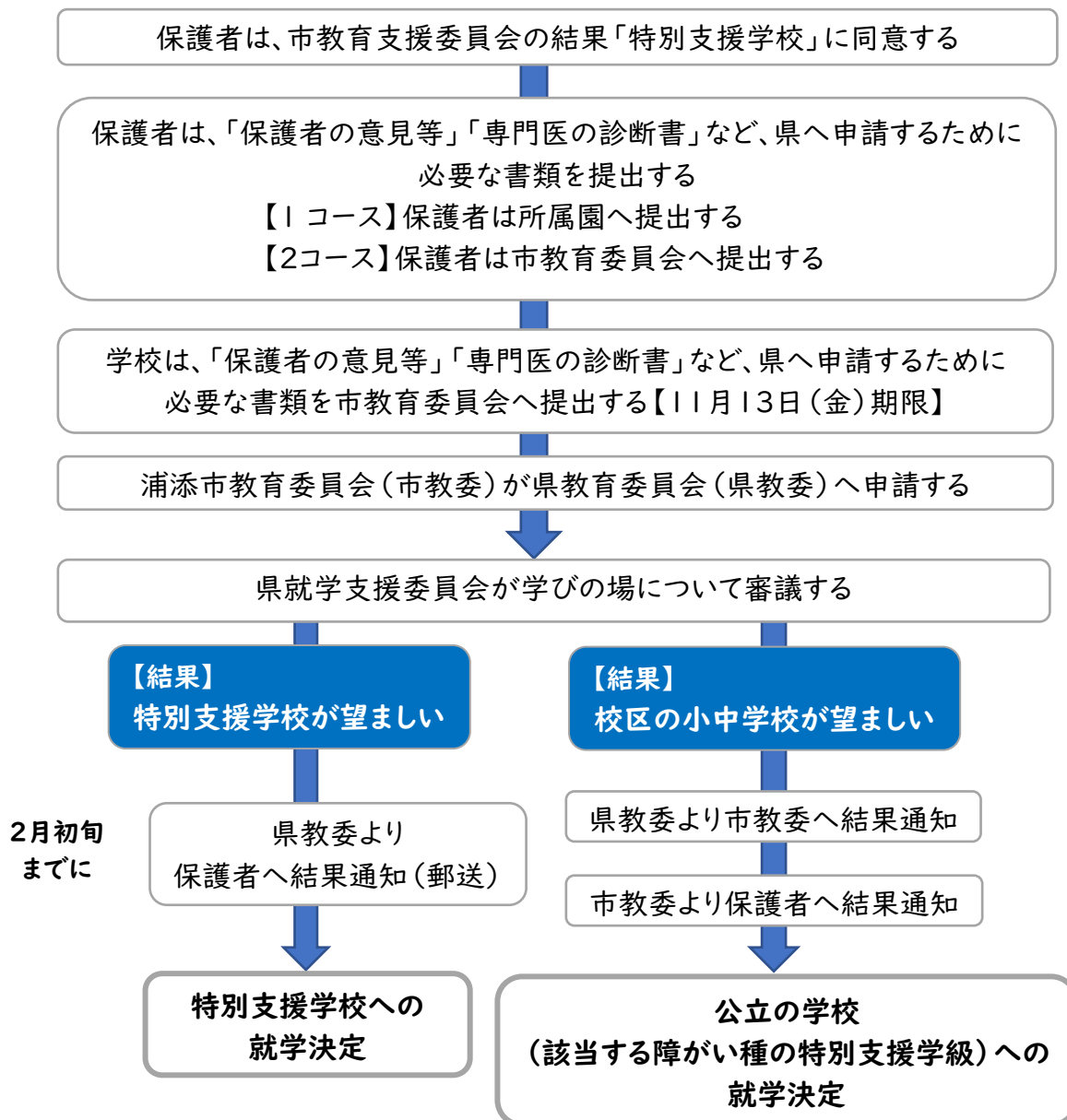
市教育委員会へ提出する文書名	教育支援委員会の結果				
	通常の学級 通級指導教室 特別支援学級 (知的・情緒)	特別支援学級 (難聴・弱視・ 肢体不自由・ 病弱・言語)	特別支援学校 ⇒希望する 【県教育委員会 へ申請する】	特別支援学校 ⇒希望しない 【地域の学校の 特別支援学級に通う】	
市様式 「保護者の意見等」	提出必要	提出必要	提出必要	提出必要	
県様式 「保護者の意見等」			提出必要		
「専門医の診断書」		提出必要	提出必要 (令和8年1月以降) ※11月13日までに 用意し提出すること	特別支援学級の種別	
				知的	肢体不自由 視覚障がい 聴覚障がい 病弱
				提出必要	
「医療的ケアを要する 児童生徒」 ※専門医が作成			該当者のみ ※11月13日までに 用意し提出すること		

教育支援委員会の結果が「特別支援学校」であり、保護者が特別支援学校への就学を希望する場合には、「専門医の診断書の写し(令和8年作成)」を県教育委員会へ提出する必要があります。

**市教育委員会への提出期限に間に合うように、受診の予約をご検討ください。**申請時に令和8年に作成した診断書(写し)を提出している場合には、再提出する必要はありません。

## 5 特別支援学校に係る県教育委員会への申請について

### 【県教育委員会への申請～決定までの流れ】



「特別支援学校」という結果に同意し、県教育委員会へ申請した場合

令和9年2月の初旬ごろまでに県教育委員会より結果が通知されます。「特別支援学校が望ましい」という結果の場合には、2月初旬までに保護者宛てに郵送で通知されます。

尚、学齢期を迎えたすべての年長幼児のご家庭に、12月ごろ市役所より「就学通知書」が送付されます。県教育委員会へ特別支援学校入学のために申請し、県教育委員会が「地域の学校が望ましい」と判断した場合には、就学通知書に記載されている、お住いの校区の小中学校に入学することになります。ご理解ください。

## 6 特別支援申請書を作成する時に迷ったら・・・Q&A

**Q 「通常の学級」・「通級指導教室」・「特別支援学校」・「特別支援学校」の中からどれを選んだらよいのかわからない。どうしたらいいの？**

**A1 「就学相談」「学校見学(授業見学や授業体験等)」を行うことで必要な情報を知ることができ、お子さまにとって必要な支援を得られる学びの場が選択しやすくなるでしょう。**

**A2 就学相談や学校見学をしても、学びの場の選択を一つに絞ることが難しい場合には、以下の記入例を参考にして、申請書にご記入ください。**

**【申請書の記入のしかた】お子さまにとって最も望ましいと考える学びの場に「①」、もう一つ選択を悩む学びの場に「②」と記入し、「〇〇と〇〇で迷っている」と余白にご記入ください。**

### ①特別支援学級の障がい種の選択で迷う場合

申請の種類 <small>(希望する学びの場や障がい種を一つ選択して印すること)</small>	<input type="checkbox"/> 通級指導教室申請 ( <input type="checkbox"/> 言語通級 <input type="checkbox"/> 発達通級 )
	<input type="checkbox"/> 特別支援学級申請 ①知的と②情緒で迷っています。 ① <input checked="" type="checkbox"/> 知的 ② <input checked="" type="checkbox"/> 自閉情緒 <input type="checkbox"/> 難聴 <input type="checkbox"/> 弱視 <input type="checkbox"/> 肢体不自由 <input type="checkbox"/> 病弱 <input type="checkbox"/> 言語 )
	<input type="checkbox"/> 特別支援学校申請 ( <input type="checkbox"/> 知的 <input type="checkbox"/> 聴覚 <input type="checkbox"/> 視覚 <input type="checkbox"/> 肢体不自由 <input type="checkbox"/> 病弱 )

第1希望:知的特別支援学級  
第2希望:自閉情緒特別支援学級

### ②特別支援学級と特別支援学校で迷う場合

申請の種類 <small>(希望する学びの場や障がい種を一つ選択して印すること)</small>	<input type="checkbox"/> 通級指導教室申請 ( <input type="checkbox"/> 言語通級 <input type="checkbox"/> 発達通級 )
	<input type="checkbox"/> 特別支援学級申請 ①知的学級と②知的特別支援学校で迷っています。 ① <input checked="" type="checkbox"/> 知的 <input type="checkbox"/> 自閉情緒 <input type="checkbox"/> 難聴 <input type="checkbox"/> 弱視 <input type="checkbox"/> 肢体不自由 <input type="checkbox"/> 病弱 <input type="checkbox"/> 言語 )
	<input checked="" type="checkbox"/> 特別支援学校申請 ② <input checked="" type="checkbox"/> 知的 <input type="checkbox"/> 聴覚 <input type="checkbox"/> 視覚 <input type="checkbox"/> 肢体不自由 <input type="checkbox"/> 病弱 )

第1希望:知的特別支援学級  
第2希望:知的特別支援学校

### ③通級指導教室と特別支援学級で迷う場合

申請の種類 <small>(希望する学びの場や障がい種を一つ選択して印すること)</small>	<input type="checkbox"/> 通級指導教室申請 ( <input type="checkbox"/> 言語通級 ① <input checked="" type="checkbox"/> 発達通級 )
	<input type="checkbox"/> 特別支援学級申請 ①発達通級と②情緒学級で迷っています。 ( <input type="checkbox"/> 知的 ② <input checked="" type="checkbox"/> 自閉情緒 <input type="checkbox"/> 難聴 <input type="checkbox"/> 弱視 <input type="checkbox"/> 肢体不自由 <input type="checkbox"/> 病弱 <input type="checkbox"/> 言語 )
	<input type="checkbox"/> 特別支援学校申請 ( <input type="checkbox"/> 知的 <input type="checkbox"/> 聴覚 <input type="checkbox"/> 視覚 <input type="checkbox"/> 肢体不自由 <input type="checkbox"/> 病弱 )

第1希望:発達通級指導教室  
第2希望:自閉情緒特別支援学級

教育支援委員会では、お子さまの発達状況や障がい・疾病の状況、集団における適応状況等を総合的に踏まえて審議されます。保護者の希望とは結果が異なる場合もあります。

**Q** 申請書を出した後に、保護者の意見の内容(例:希望する学びの場を変更したい等)を変更したくなった。この場合はどうしたらいいの？

**A** 【1コース(保育所・こども園申請の場合)】

通っている保育所・こども園へお早めにご相談ください。園は保護者の意見を教育委員会へ伝えます。しかしながら、審議決定の後に保護者の意見の変更について連絡を受けた場合には、審議にご意見を反映できない場合もございます。ご了承ください。

**A** 【2コース(保護者申請の場合)】

保護者より教育委員会へお早めにご連絡ください。しかしながら、審議決定の後に保護者の意見の変更について連絡を受けた場合には、審議にご意見を反映できない場合もございます。ご了承ください。

**Q** 我が子は「自閉スペクトラム症」の診断を受けている。学びの場は「自閉症・情緒障がい特別支援学級」がよいとなるの？

**A** いいえ。「自閉スペクトラム症」の診断を受けていても、通常の学級で学ぶ子は多くいます。集団における学習や生活において、お子さまがどんなことに困り感を持ちやすいのか、つまづきを抱えやすいのかを整理し、どの程度支援を必要とするのかを考えて、「通常の学級」「通級指導教室」「特別支援学級」「特別支援学校」の4つの学びの場から選択するのが望ましいでしょう。

**Q** 我が子は、「自閉スペクトラム症」の診断があり、痙攣が多く、飛び出しもあるため、情緒面で困ることが多いと感じている。また、聞き取りづらい発音もある。自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍しながら、言語通級指導教室で発音の練習の指導を受けることはできるの？

**A** いいえ、できません。学びの場は一つです。お子さまにとって、最も支援を要することを主として、指導支援が行われます。このケースの場合、自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍することになり、情緒面の指導・支援が主として行われます。言葉の指導については、特別支援学級で口の回りや舌を動かす練習などが行われます。

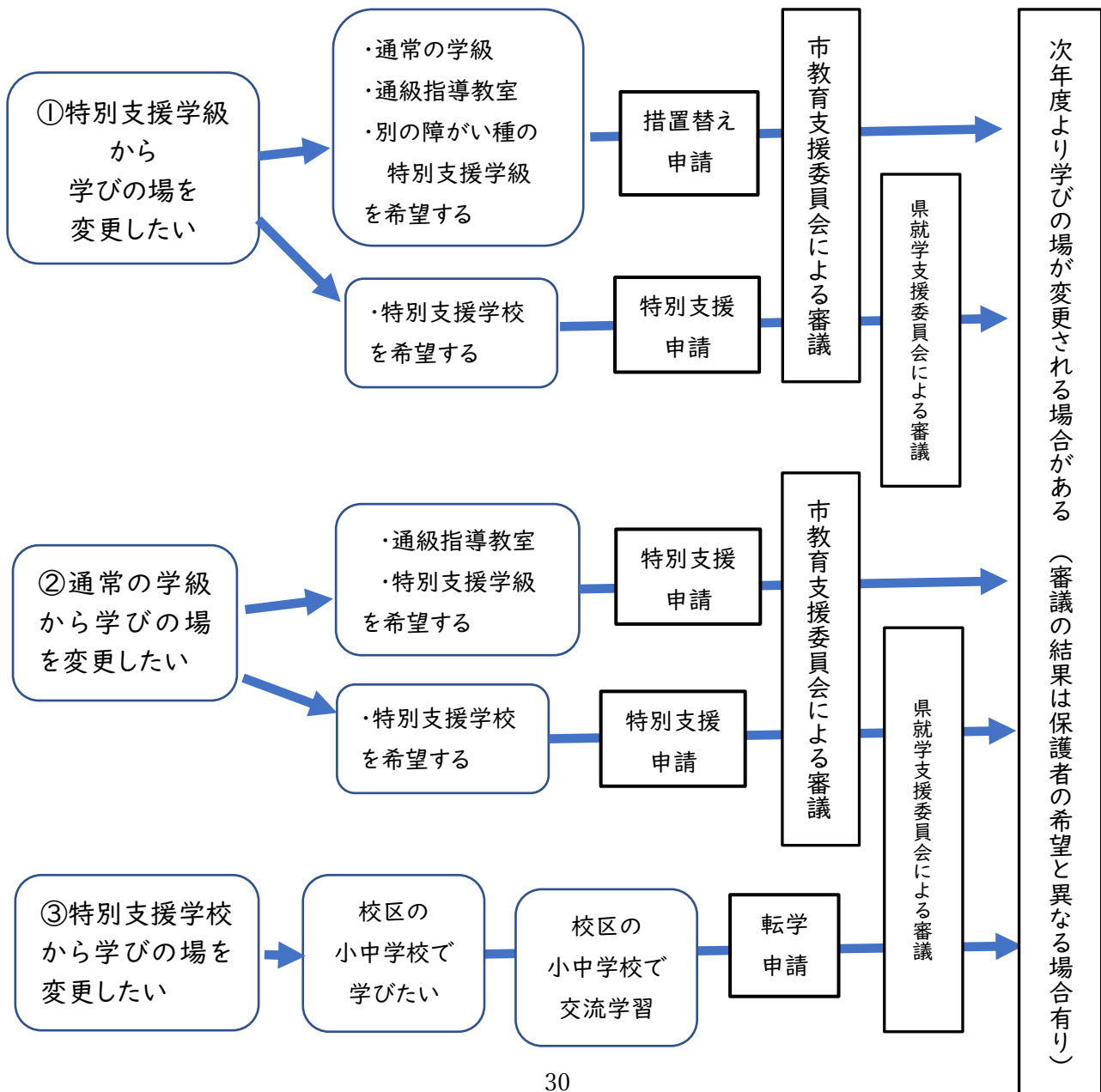
**Q 一度特別支援学級に入ったら、ずっと特別支援学級で学び続けなくてはいけないの？  
特別支援申請をした方がよいのか、迷っている。小学校では申請できないの？**

**A いいえ。子供の障がいの状態等の変化に応じて適切な教育を行うために学びの場を見直すという制度があります。**

つまり、就学時に決定した「学びの場」については、小学校6年間、中学校3年間固定されるものではなく、子供の教育的ニーズ（障がいの状態等による困り感）の変化に応じて柔軟に学びの場を変更することができます。

**入学後は学校と相談しながら学びの場の変更を検討し、申請することができます。**

（参考資料：「障害のある子どもの教育支援の手引き～子供一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実について」文部科学省）



**Q 小学校にはヘルパーの先生がいて個別にみてもらえると思うので、特別支援学級に申請しなくても安心と思ってもよいか？**

A いいえ、特別支援教育ヘルパーによる支援と特別支援学級による指導・支援は異なります。お子様の教育的ニーズ(集団での学びにおける困り具合)を十分に検討した上で、どんな支援が望ましいのかを考えて、特別支援申請やヘルパー要請をしてください。

特別支援教育ヘルパーは、全体的な見守り支援も多くあり、特定の児童を常時支援するというものではありません。(詳細は、37 ページ参照)また、特別支援学級は、子供の教育的ニーズに即した個別の教育支援計画・個別の指導計画を基にきめ細やかな指導・支援を行っています。(詳細は、8 ページ参照)

お子様の教育的ニーズ(集団での学びにおける困り具合)について、通っている園とも相談しながら、望ましい支援についてご検討ください。

**Q 特別支援学級に入ると、普通高校に受検できないの？  
また、特別支援学級で学ぶことで、入試において不利になることはないの？**

A いいえ、特別支援学級の在籍に関係なく、だれでも一般高校入試を受検することができます。尚、特別支援学校高等部、高等特別支援学校の受検については、事前に「志願前相談」を必ず受けるなどの受検基準がありますので、通っている中学校と必ずご確認ください。

また、特別支援学級で学ぶことが不利になることは一切ありません。特別支援学級で、児童生徒の特性や障がいなどに配慮された指導支援を受けることができます。

**Q 市外へ引っ越す予定。特別支援申請は、浦添市と転居先のどちらですればいいの？**

A 特別支援申請は、現在住所がある(住民票の登録をしている)市町村教育委員会へ申請してください。

7月末日までに市外へ転居する(住民票を移す)場合には、転居先の市町村に特別支援申請をすることをお勧めします。保護者が転居先の市町村教育委員会へ特別支援申請について早めにご相談ください。

また、浦添市教育支援委員会の結果は、保護者の同意の下、転居先の市町村教育委員会へ引き継がれます(詳細は 39 ページを参照してください)。

# 記入例

様式2-1(特別支援申請 幼児版)【保護者記入】



令和8年度 特別支援申請書		申請番号は学校教育課が記入する	
		申請No.	
① 基本情報(該当する箇所に☑をしてください)			
ふりがな	うらそえ はじめ	性別	男・女
幼児氏名	浦添 一	園(施設)名	おひさま保育園
保育形態	<input type="checkbox"/> 通常保育 <input checked="" type="checkbox"/> 発達支援加配	7月中旬から8月末の登園	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし(夏休み)
家庭保育の場合の療育状況	<input type="checkbox"/> 児童発達支援センターたんぼぼ <input type="checkbox"/> 児童デイ(施設名: )		
生年月日・年齢	(20 20 年) 平成・令和 2 年 5 月 5 日生 【現在: 6 歳】		
現住所 (住民票の記載通り)	浦添市 安波茶一丁目1番1005号 たいようマンション		
次年度の学校	<input checked="" type="checkbox"/> お住いの校区の小学校(浦添 小学校【※記入必須】) <input checked="" type="checkbox"/> 転出予定【 <input checked="" type="checkbox"/> 市内( 牧港 小学校) <input type="checkbox"/> 市外(市町村名: )】 <input type="checkbox"/> 指定校変更、受検などを検討している(変更先の学校名: 小学校)		
② 保護者の意見等(該当する箇所に☑をしてください)			
申請の種類	<input type="checkbox"/> 通級指導教室申請 ( <input type="checkbox"/> 言語通級 <input type="checkbox"/> 発達通級 ) <input checked="" type="checkbox"/> 特別支援学級申請 ※①知的②知的支援学校で迷っています。 ( <input checked="" type="checkbox"/> 知的① <input type="checkbox"/> 自閉情緒 <input type="checkbox"/> 難聴 <input type="checkbox"/> 弱視 <input type="checkbox"/> 肢体不自由 <input type="checkbox"/> 病弱 <input type="checkbox"/> 言語 ) <input checked="" type="checkbox"/> 特別支援学校申請 ( <input checked="" type="checkbox"/> 知的② <input type="checkbox"/> 聴覚 <input type="checkbox"/> 視覚 <input type="checkbox"/> 肢体不自由 <input type="checkbox"/> 病弱 )		
(希望する学びの場や障がい種を一つ選択して☑すること)			
申請理由(集団における学びにおいて、お子さまにはどんな苦手さや困り感があると思いますか)			
自分の思い通りにならないとすぐ怒り出し、保育園では友達が使っているおもちゃを横取りして遊ぶこともあり、相手の気持ちや周りの状況を理解することが難しいです。気になったことが目に入ると衝動的に行動し、道路に飛び出すこともあります。相手の話を理解することや言葉で思いを伝えることが苦手で、すぐ手が出たり、物を投げます。多くの声かけや手助けが必要だと思っています。			
就学を希望する通級指導教室や特別支援学級、特別支援学校等へ			
<input type="checkbox"/> 見学済 ( <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 保護者 ) <input type="checkbox"/> まだしていない <input type="checkbox"/> 計画中( 月頃見学予定)			
同意書(下記の事項をすべて確認し☑した上で、ご署名ください。)			
<input checked="" type="checkbox"/> 特別支援申請について子供本人は同意しています。(子供の立場から必要だと思います) <input checked="" type="checkbox"/> 特別支援申請について家族も同意しています。 <input checked="" type="checkbox"/> 特別支援の申請に基づき、申請児童生徒の就学に関する検査・調査を実施することを同意します。 <input checked="" type="checkbox"/> 検査や調査の結果を基に審議し、その結果を就学事務に活用することについて同意します。 <input checked="" type="checkbox"/> 審議結果については、保護者の希望と異なる場合があることを了解します。 <input checked="" type="checkbox"/> 審議結果については、浦添市教育委員会が学校等関係機関に情報提供することについて同意します。			
上記の事項について、すべて同意のうえ特別支援の申請をします。			
令和 8 年 7 月 7 日			
保護者氏名(自署) <span style="font-size: 1.5em; font-family: cursive;">浦添 一夫</span>			

# 記入例

様式2-2(特別支援申請 幼児版)【保護者記入】

④

③家族情報 (住民票に記載されているとおりにご記入ください)

保護者氏名	浦添 一夫	Tel①: 080-0000-1111 (母・父・ )
		Tel②: 080-1111-0000 (母・父 )

家族構成

続柄	氏名	学校名・学年	続柄	氏名	学校名・学年
本人	浦添 一	おひさま保育園 年長			
父	浦添 一夫				
母	浦添 花子				
妹	浦添 花菜	おひさま保育園 2歳児組			

④保育歴・教育歴(該当する箇所に☑してください)

年齢	園名	現在の保育の種類・学籍
2歳～3歳	おひさま保育園	<input checked="" type="checkbox"/> 通常保育 <input type="checkbox"/> 発達支援加配( 2歳～ 3歳)
3歳～現在	おひさま保育園	<input type="checkbox"/> 通常保育 <input checked="" type="checkbox"/> 発達支援加配( 3歳～ 6歳)

⑤障がいや疾病の状況、相談歴

医療や福祉に繋がっている場合には、以下の該当項目にご記入ください。(該当する箇所に☑してください)また、申請時に「診断書(写し)」「障害者手帳(写し)」「お薬手帳の服薬情報(写し)」を提出ください。

特別支援に係る かかりつけの病院名	たいよう発達相談クリニック		
特別支援に係る 診断名	自閉スペクトラム症		
	知的障がい		
服薬名	なし		
障がい者手帳 <small>※児童デイの受給者証は 該当しません。</small>	<input type="checkbox"/> 療育手帳 ( <input type="checkbox"/> A1 <input type="checkbox"/> A2 <input type="checkbox"/> B1 <input type="checkbox"/> B2 )		<input checked="" type="checkbox"/> 申請中
	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 (種類 ) ( 級 )		<input type="checkbox"/> 申請中
	<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 ( 級 )		<input type="checkbox"/> 申請中
相談歴	相談時の年齢	3歳頃	相談機関名 保健相談センター
	相談内容	かんしゃくがひどい、言葉が遅い	
これまで利用した相談機 関と療育の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 子ども未来課巡回相談 <input type="checkbox"/> 基幹相談センター「てだこの森」 <input checked="" type="checkbox"/> 保健相談センター <input checked="" type="checkbox"/> 児童デイ通所 <input checked="" type="checkbox"/> 児童発達支援センターたんぼぼ <input type="checkbox"/> その他( )		

⑥知能検査・発達検査の状況

知能(発達)検査を受けたことがある場合には、手元にある最新の検査結果報告書(検査機関が発行したもの)の写しの提出をお願いします。該当する箇所に☑して、必要事項を記述してください。

検査の有無	<input type="checkbox"/> 一度も検査を受けたことはない <input checked="" type="checkbox"/> 過去に受けたことがある <input checked="" type="checkbox"/> 近々病院等で検査予定		
お手元にある 最新の検査結果	検査日	令和6年1月30日	検査実施機関名 たいよう発達相談クリニック
	【記入例】 WISC-IV IQ85(言語理解88 知覚推理90 ワーキングメモリー73 処理速度75)		
	<input type="checkbox"/> WISC-IV <input type="checkbox"/> WISC-V <input type="checkbox"/> 田中ビネー <input checked="" type="checkbox"/> K式	DQ49(認知・適応52 言語・社会47)	
病院や相談機関等で検査予定の状況	検査予定日	7月 15日	検査実施機関名 たいよう発達相談クリニック

# 記入例

様式2-3(特別支援申請 幼児版)【保護者記入】

㊟

幼児氏名	浦添 一	お子様の状況を把握することで適切な審議・指導支援に活かすことを目的としています。
⑦申請児童生徒の現在の状況(該当する箇所を☑してください)		
身体機能	<input checked="" type="checkbox"/> 特に問題なし(一人で歩行できる) <input type="checkbox"/> 寝たきり <input type="checkbox"/> 寝返りができるようになった <input type="checkbox"/> はいはいで移動している <input type="checkbox"/> つかまり立ちができるようになった <input type="checkbox"/> 2、3歩ひとりで歩くようになった	
	【現在使用しているもの】 <input type="checkbox"/> 車椅子(バギー) <input type="checkbox"/> 歩行器 <input type="checkbox"/> 杖 <input type="checkbox"/> 補装具	
視覚	<input checked="" type="checkbox"/> 特に問題なし(見え方に気になることはない) <input type="checkbox"/> 明暗の区別ができる程度の視力である <input type="checkbox"/> 本などを読む時、極端に目を近づける <input type="checkbox"/> 眼鏡( <input type="checkbox"/> 近視 <input type="checkbox"/> 遠視 <input type="checkbox"/> 乱視 ) <input type="checkbox"/> 「見え方」に関する診断がある <input type="checkbox"/> 弱視 <input type="checkbox"/> 斜視 <input type="checkbox"/> 眼振 <input type="checkbox"/> その他( )	
	<input checked="" type="checkbox"/> 特に問題なし <input type="checkbox"/> 大きな音に反応しない <input type="checkbox"/> 大声で話すと少し聞こえる程度 <input type="checkbox"/> 近くで話しても、正しく聞き取れていない(聞き間違いがある)【 <input type="checkbox"/> 頻繁 <input type="checkbox"/> 時々】 <input type="checkbox"/> 「聞こえ」に関する診断がある <input type="checkbox"/> 軽度難聴 <input type="checkbox"/> 中度難聴 <input type="checkbox"/> 重度難聴 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 人工内耳( <input type="checkbox"/> 両耳 <input type="checkbox"/> 右耳 <input type="checkbox"/> 左耳 ) <input type="checkbox"/> 補聴器( <input type="checkbox"/> 両耳 <input type="checkbox"/> 右耳 <input type="checkbox"/> 左耳 )	
姿勢運動	<input type="checkbox"/> 特に問題なし <input checked="" type="checkbox"/> ハサミが上手く使えない <input checked="" type="checkbox"/> ひも結びが苦手 <input checked="" type="checkbox"/> 長い間座る時、姿勢が崩れやすい <input type="checkbox"/> 走り方がぎこちない <input type="checkbox"/> 発達性協調運動障がい(DDT)の診断がある <input type="checkbox"/> うまく身体を動かして運動することが苦手(例:縄跳び、鉄棒) <input type="checkbox"/> 「発達性協調運動症」の診断がある <input type="checkbox"/> まばたきを頻繁に繰り返す <input type="checkbox"/> 顔を頻繁にしかめる <input type="checkbox"/> 首を頻繁に振る <input type="checkbox"/> 肩を頻繁にすくめる <input type="checkbox"/> 頻繁に飛び跳ねる動きのくせがある <input type="checkbox"/> 咳ばらいを繰り返すなど音を繰り返すくせがある <input type="checkbox"/> 「チック」の診断がある	
食事	<input type="checkbox"/> 特に問題なし(自立している) <input checked="" type="checkbox"/> 偏食 <input type="checkbox"/> 食物アレルギー(内容: ) <input type="checkbox"/> 拒食 <input type="checkbox"/> 過食 <input checked="" type="checkbox"/> 異食(内容:石を口に入れてなめる ) <input checked="" type="checkbox"/> 箸がうまく使えない <input type="checkbox"/> 食事に時間がかかる <input checked="" type="checkbox"/> 食事中に離席がある( <input type="checkbox"/> 頻繁にある <input checked="" type="checkbox"/> 時々ある ) <input checked="" type="checkbox"/> 声かけ <input checked="" type="checkbox"/> 介助	
着脱	<input type="checkbox"/> 特に問題なし(自立している) <input type="checkbox"/> 全介助 <input checked="" type="checkbox"/> 部分的介助( <input checked="" type="checkbox"/> ボタンの着脱 <input checked="" type="checkbox"/> ファスナー開閉 ) <input type="checkbox"/> 声かけ	
排泄	<input type="checkbox"/> 特に問題なし(自立している) <input type="checkbox"/> 全介助 <input type="checkbox"/> オムツを使用している( <input type="checkbox"/> 一日中 <input type="checkbox"/> 夜のみ ) <input type="checkbox"/> トイレトレーニング中 <input checked="" type="checkbox"/> おもらしがある( <input checked="" type="checkbox"/> 尿 <input type="checkbox"/> 大便 )【 <input type="checkbox"/> 頻繁 <input checked="" type="checkbox"/> 時々】 <input checked="" type="checkbox"/> おねしょがある <input checked="" type="checkbox"/> 大便後の拭き取り介助が必要である <input type="checkbox"/> 遺糞症の診断がある <input checked="" type="checkbox"/> 店舗など慣れていない場所のトイレでは付き添いを要する <input type="checkbox"/> 排泄はほとんど自立しているが、遊び等に夢中になって失敗する( <input type="checkbox"/> 頻繁 <input type="checkbox"/> 時々 )	
生活リズム	<input checked="" type="checkbox"/> 特に問題なし <input type="checkbox"/> 不眠 <input type="checkbox"/> 昼夜逆転 <input type="checkbox"/> 起床時に不調( <input type="checkbox"/> 頭痛 <input type="checkbox"/> 腹痛 <input type="checkbox"/> 泣く <input type="checkbox"/> かんしゃくを起こす )	
身辺整理	<input type="checkbox"/> 特に問題なし(自立している) <input type="checkbox"/> 全介助 <input checked="" type="checkbox"/> 忘れ物が多く声かけを要する <input checked="" type="checkbox"/> 片づけが苦手で声かけを要する	

# 記入例

様式2-4(特別支援申請 幼児版)【保護者記入】

㊞

幼児氏名	浦添 一	お子様の状況を把握することで、適切な審議・指導支援に活かすことを目的としています。
⑦申請児童生徒の現在の状況(該当する箇所を☑してください)		
言語	<input type="checkbox"/> <b>特に問題なし(話し方に気になることはない)</b> <input type="checkbox"/> 初めの音やことばの一部を、何回か繰り返して話すことがある(☐時々 ☐頻繁) (例:「ぼ、ぼ、ぼ、ぼくが」、「おか、おか、おかあさん」など) <input type="checkbox"/> 初めの音をひきのばして話すことがある(☐時々 ☐頻繁) (例:「ぼ————くがね」、「わ————たしは」など) <input type="checkbox"/> 言いたいことがあるのに、最初の言葉が出づらく、力を込めて話す(☐時々 ☐頻繁) (時に顔をゆがめることもある) <input checked="" type="checkbox"/> 聞き取りづらい発音や正しく言えない音がある(例:「さかな」を「ちゃかな」と言う) (発音の内容:「ライオン」を「だいおん」、「魚」を「ちゃかな」と言う) <input type="checkbox"/> 言語に係る診断がある(☐「口蓋裂」 ☐「口唇裂」 ☐構音障がい ) <input type="checkbox"/> 専門機関で言語に関する検査を受けたことがある (言語検査の結果: ) <input type="checkbox"/> 専門機関で言語訓練を受けている(専門機関名 )	
コミュニケーション	<input type="checkbox"/> <b>特に問題なし(コミュニケーションについて気になることはない)</b> <input type="checkbox"/> 発声のみで言葉にならない <input type="checkbox"/> 喃語(【例】アー、アーなど) <input type="checkbox"/> 意味のある言葉を数語言う(【例】「はい」「いや」「マンマ」など) (内容: ) <input type="checkbox"/> 二語文で話す(【例】「ママ キタ」など) (内容: ) <input checked="" type="checkbox"/> 話す時には、言葉よりもジェスチャーで表現することが多い <input checked="" type="checkbox"/> 質問に合わない回答をする(会話がかみあわない) <input checked="" type="checkbox"/> 話す時に視線が合いづらい <input checked="" type="checkbox"/> 同年代と比較して知っている言葉が少ない <input checked="" type="checkbox"/> 自分の意見を一方的に話すことが多い <input type="checkbox"/> 家庭ではよく話す一方で学校などでは話すことが難しい ☐「場面緘黙」の診断がある (☐首を振って意思表示できる ☐ジェスチャーで意思表示ができる <input type="checkbox"/> 絵カードや文字カードなどから自分の考えに合うものを選ぶことができる )	
社会性	<input type="checkbox"/> <b>特に問題なし</b> ☐集団との関わりの経験がまだない <input type="checkbox"/> 緊張などがあって、集団の中に入れない【☐頻繁 ☐時々】 <input type="checkbox"/> 登園渋りがある(いつから: ) <input checked="" type="checkbox"/> マイペースな行動が多い <input checked="" type="checkbox"/> 場面の状況や相手の気持ちを考えることが苦手 <input type="checkbox"/> 友だちと関わりたい思いはあるが、一人遊びが多い <input checked="" type="checkbox"/> 遊具の貸し借りが難しい、ひとり占めにする【☑頻繁 ☐時々】 <input checked="" type="checkbox"/> 順番を守ることが難しい【☑頻繁 ☐時々】 <input checked="" type="checkbox"/> 一番にならないと(負けると)怒る	
情緒面	<input type="checkbox"/> <b>特に問題なし</b> <input checked="" type="checkbox"/> 初めての活動や新しい状況に対して不安を持ちやすい【☑頻繁 ☐時々】 <input type="checkbox"/> 集団の中では固まる【☐頻繁 ☐時々】 <input checked="" type="checkbox"/> 何かに夢中になると次の行動に切り替えることが難しい <input checked="" type="checkbox"/> 衝動的に体が動く(☑着席時に体が動く ☐人の話に割り込む ) <input checked="" type="checkbox"/> 思い通りにならないと怒り出す【☑頻繁 ☐時々】 <input checked="" type="checkbox"/> 奇声を発する ☐抜毛がある <input checked="" type="checkbox"/> 爪噛みをする <input checked="" type="checkbox"/> 自傷行為がある【☐頻繁 ☑時々】(内容:怒って壁に頭をぶつける ) <input checked="" type="checkbox"/> 他人に対して手や足が出る <input checked="" type="checkbox"/> 物を投げる <input checked="" type="checkbox"/> 暴言がある <input checked="" type="checkbox"/> 高所に上る <input checked="" type="checkbox"/> 道路へ飛び出す <input checked="" type="checkbox"/> 善悪の区別が難しい(☑善悪がわからない ☐善悪はわかるが自制できない) <input type="checkbox"/> 特定のこだわりがあり、融通がきかない(内容: ) <input checked="" type="checkbox"/> 感覚過敏がある(☐音 ☐光 <input checked="" type="checkbox"/> 衣服などの感触 ☐匂い ☐その他: )	
学習面	<input type="checkbox"/> <b>特に問題なし</b> <input checked="" type="checkbox"/> 話した内容を正しく理解することが難しい【☐頻繁 ☑時々】 <input checked="" type="checkbox"/> 指示通りに行動することが難しい(自分の好きなように取り組む)	



## 7 特別支援教育ヘルパーの支援とは

### ① 特別支援教育ヘルパーはどんな支援をするの？

特別支援教育ヘルパーは、子供たちの社会的自立を目指して、学校生活において支援を要する子供の個々の苦手な部分を支援しています。

(支援例)

【生活面・健康面】衣服の着脱、食事、排泄、車いすの乗降、階段昇降などの介助

【安全面】体育や図工、家庭科の実技を伴う場面で介助、安全見守り

てんかん発作が頻繁に起こるような子供の状況把握

【情緒面】他者への暴力行為や自傷などの危険な行動の防止

情緒不安定などによる教室からの飛び出しへの対応、安全見守り

### ② 1対1で支援するの？

基本的に、1対1で特定の子供だけ支援することはありません。全体の状況を見守る、声かけなどをする等の支援が多いのですが、必要に応じて個別に関わる場合もあります。

特別支援教育ヘルパーは、在籍児童生徒数等を考慮して、各学校に2名～4名程度、配置されています。学校生活の中で、子供一人一人の困っている状況に応じて、学校がヘルパーに指示して支援を行います。

### ③ どんな手続きが必要なの？

園が  
保護者面談する

園がヘルパー要請書を作る  
保護者は同意書に記入する

園がヘルパー要請書を  
教育委員会へ提出する

①ヘルパー要請の対象

通常の学級や特別支援学級に在籍する、ヘルパーによる支援を要する児童生徒+

②「特別支援教育ヘルパー要請書」の提出をもって次年度からのヘルパー支援対象となります。保護者に対して、要請に関する結果の通知をすることはありません。

③ヘルパー要請は、必要に応じて**毎年要請が必要です。**

ヘルパー要請期間：令和8年11月24日(火)～12月1日(火) (7階 学校教育課まで)

【市外の小学校に入学する場合】

各市町村でヘルパー配置基準等が異なりますので、保護者が転入学先の市町村教育委員会へご相談ください。

# 記入例

園が作成する

保護者が記入する

【幼児版】 (園作成)

### 令和9年度 ヘルパー要請書

園名	社会福祉法人〇〇会 おひさま保育園		
担任名	沖縄 花子	琉球	一

ふりがな	うらそえ ひなた	性別	男	生年月日	令和2年8月8日
幼児氏名	浦添 日向	種別	<input checked="" type="checkbox"/> 通常保育 <input type="checkbox"/> 発達支援加配		
診断(障がい)名 【診断がある場合】	注意欠如・多動性障がい				

幼保の実態と特別支援教育ヘルパーに希望する支援内容(該当する項目のみ記入)

生活面 健康面	①ヘルパーによる支援内容を記入する項目には、「声かけが必要」「・・・の介助が必要」などの支援内容を具体的に記入する。  ②それ以外の項目は斜線を引く。
安全面	
情緒面	

集団遊びで思い通りにならないと、椅子を投げつける、他児を突き飛ばす、蹴る、遊具を投げるなどの他害行為がある。本児の思いを汲み取りながら、クールダウンをさせる声かけを要する。

通常保育で特別支援申請をしていない幼児がヘルパー要請をする際、個別の教育保育支援計画を作成するとともに、こども未来課巡回専門員による相談を実施しましたか？ (  記入 )

【幼児版】 ※保護者が直筆で記入してください

### 令和9年度 特別支援教育ヘルパー要請について

## 同意書

下記の事項について同意いたします。

- 1 学校生活における生活面、健康面、安全面、情緒面等において、特別支援教育ヘルパーの支援を希望すること。
- 2 本要請書に基づき、下記幼児のヘルパー支援に関する調査等を実施すること。
- 3 本要請書に記入した内容について、継続的な支援のため、就学先へ情報提供の際、活用すること。

記入日	令和 8 年 11 月 11 日
ふりがな	うらそえ ひなた
幼児氏名	浦添 日向
園名	おひさま保育園
保護者氏名	浦添 一夫
次年度の学びの場	<input type="checkbox"/> お住いの校区の小学校 ( 小学校 ) <input type="checkbox"/> 指定校変更予定 (現校区: 小学校) ⇒ ( 小学校 ) <input checked="" type="checkbox"/> 転居予定 (現校区: 浦添 小学校) ⇒ ( 仲西 小学校 )
	<input checked="" type="checkbox"/> 通常の学級 <input type="checkbox"/> 通級指導教室 ( <input type="checkbox"/> 言語通級指導教室 <input type="checkbox"/> 発達通級指導教室 ) <input type="checkbox"/> 特別支援学級 ( <input type="checkbox"/> 知的 <input type="checkbox"/> 情緒 <input type="checkbox"/> 聴覚 <input type="checkbox"/> 弱視 <input type="checkbox"/> 肢体不自由 <input type="checkbox"/> 病弱 <input type="checkbox"/> 言語 )
<input type="checkbox"/> 特別支援学校を希望し、現在県教育委員会へ申請中	

## 保護者が市教育委員会へ直接ヘルパー要請をする場合

【対象】認可外保育施設・私立幼稚園・市外保育園(こども園)に在籍

【ヘルパー要請の流れ】

- ①保護者は市教育委員会からヘルパー要請書を受け取り、通っている園にヘルパー要請書の作成を依頼する。
- ②保護者は、園より受け取ったヘルパー要請書の内容を確認し、同意書に記入する。
- ③保護者は、市役所7階学校教育課特別支援申請窓口へ **12月1日(火)までに提出する。**

## 保護者が市教育委員会とともにヘルパー要請の手続きをしていく場合

【対象】家庭保育・児童デイのみ利用している・県外より転入してきた場合

【ヘルパー要請の流れ】

- ①保護者は、市教育委員会からヘルパー要請の説明を受け、集団生活における困りの状況について話し合う。
- ②市教育委員会は、保護者との話し合いをもとにヘルパー要請書を作成する。
- ③保護者は、教育委員会が作成したヘルパー要請書の内容を確認し、同意書を確認する。

お早めにご相談ください

## 8 転出を考えている場合

浦添市教育支援委員会による特別支援教育の結果（特別支援学級・通級指導教室）等の就学支援に係る情報は、転出先の小学校における指導・支援に引き継がれます。通っている園（幼児教育施設）と連携しながら、諸手続きを進めてください。

### 浦添市内の現在お住いの校区とは別の小学校へ入学する場合

① 市役所7階学校教育課（学務係）へご相談ください。（2月中旬の入学説明会の前までに行うことが望ましいでしょう）。

※「指定校変更」をご検討される場合には、変更手続きの条件の確認が必要ですので、早めに市役所7階学校教育課（学務係）へご相談ください。

② 転居あるいは指定校変更についてご検討始めた段階から、市役所7階学校教育課（特別支援教育グループ）へできるだけ早めにご報告をお願いします。

【転居の場合】転居先の学校名や転居時期 【指定校変更の場合】指定校変更先の学校名

### 浦添市外または県外の小学校へ入学する場合

① 市役所7階学校教育課（学務係）へご相談ください。（2月中旬の入学説明会の前までに行うことが望ましいでしょう）。

② 市外への転出についてご検討始めた段階から、市役所7階学校教育課（特別支援教育グループ）へできるだけ早めにご報告をお願いします。

転出予定の時期・転出先の市町村名・入学予定の学校名

③市教育委員会では、転出先でも引き続き特別な支援が受けられるよう、保護者の同意の下、就学支援の資料を転出先の教育委員会へ提供しています。情報提供に関する同意書の作成にご協力ください。（市役所での転出手続きの際には、市役所7階学校教育課までお越しください）

※浦添市教育支援委員会の結果は、他市町村あるいは県外においても有効であり、就学先における教育支援に活用されます。特別支援教育のシステムは各自治体によって異なりますので、保護者の方が転出先の教育委員会へご相談ください。

④転出先の入学予定の小学校で特別支援教育ヘルパーによる支援を希望する場合には、保護者が転出先の市町村教育委員会へお問い合わせください。

※各市町村によって、ヘルパー要請（申請）の手続きやヘルパー配置基準が異なる場合があります。